

【 基本目標 I 地域で支え合い活動の推進 ～地域福祉活動への市民参加～ 】

◆重点課題1 安全で安心して暮らせる地域づくり

No.	施策内容	取組名	計画策定時		担当課	平成30年4月調査時点									
			現状と課題	今後の方向性		平成29年度の具体的な取組	進捗状況 ◎○△	左記の理由	課題	平成30年度 事業計画					
1	(1) 地域ぐるみの防犯活動の推進	ブルーフラッシュ活動	ブルーフラッシュ活動については、毎月10名前後の地域住民が参加しています。しかし、参加者が限られているため、活動の継続には新規参加者の確保が必要です。	地域ぐるみによる官民協働の防犯活動として、参加されたことのない方も含め、今後も積極的に参加をいただけるよう、活動を周知します。	危機管理課 生活安全課	毎月、月末の金曜日において、駅前自治会と守山警察署の協力を得て、「協働事業」として野洲駅周辺における防犯パトロール活動(通称「ブルーフラッシュ活動」)を実施するとともに、近年多発する特殊詐欺等の啓発を行い、防犯の普及啓発に努めた。2月末時点で6回(雨天は中止)実施し、延べ90名に参加をいただいた。	◎	地域安全センターを拠点とした、ブルーフラッシュなどの活動により、駅周辺の放置自転車、路上喫煙者の大幅な減少となっている。	現行の中止の判断基準では、年間の約半数が雨天等により中止となってしまう、継続した効果的な活動となり難い。	継続した取組と、最新の犯罪情報などの提供を行うことで、防犯対策の普及啓発に努める。また、近江南部地域に警報や注意報発令時を除き、雨天等であっても中止とせず、好天時はパトロール、雨天時は駅前街頭啓発活動を実施する。	毎月、月末の金曜日において、駅前自治会と守山警察署の協力を得て、「協働事業」として野洲駅周辺における防犯パトロール活動(通称「ブルーフラッシュ活動」)を実施するとともに、近年多発する特殊詐欺等の啓発を行い、防犯の普及啓発に努めた。平成31年度は9回(雨天時は啓発品の配布)実施し、延べ80名以上に参加をいただいた。	◎	地域安全センターを拠点とした、ブルーフラッシュなどの活動により、駅周辺の放置自転車、路上喫煙者の大幅な減少となっているため。	活動に参加いただいている地元自治会の方々の高齢化がある。	継続した取組と、最新の犯罪情報などの提供を行うことで、防犯対策の普及啓発に努める。また、近江南部地域に警報や注意報発令時を除き、雨天等であっても中止とせず、好天時はパトロール、雨天時は駅前街頭啓発活動を実施する。
2	(2) 災害時の要援護者支援	災害時要援護者登録制度	災害時要援護者登録制度については、アンケート調査結果から認知度の低さがうかがえます。しかし、登録には要援護者の個人情報扱う必要があり、また、自治会単独での管理や支援体制の整備は難しいという考えが強い。あまり取組が進んでいません。	制度を継続して活用を促すために、各自治会や民生委員児童委員のさらなる啓発を行うとともに、取組が進みにくい要因の調査、検討を進め、必要に応じて制度の改善を図ります。また、個人情報保護に配慮しつつ関係者間での情報共有に努めます。	社会福祉課	・自治会長に対し、制度に対するアンケート調査を実施し、現状と課題等について把握することができた。 ・自治会の手上げが無くても登録を可能とすることができた。 ・これまで登録者数が増えなかったことや取組自体がなかなか進まないことに対する対応策を考えた。登録するだけでは制度が機能しないことや、独自に取り組む自治会も多数あることが把握できた。	○	一定の方向性を見出すことができた。これまで登録者数が増えなかったことや取組自体がなかなか進まないことに対する対応策を考えた。登録するだけでは制度が機能しないことや、独自に取り組む自治会も多数あることが把握できた。	市制度を利用する自治会や独自に取り組む自治会がある一方、何も取組ができていない自治会があることや、自治会に加入していない人への対応などが必要となる。	・野洲市が取り組んでいる現登録制度については、平成29年度に検討した内容に基づき、自治会への周知や新たな登録に向けた取組を進める。 ・要援護者登録情報の提供先を、湖南消防局東本所から地元消防署に変更し、災害に備える。 ・メンテナンス期限が終了している登録システムのパソコンと新バージョンのシステムを導入する。	・野洲市が取り組んでいる現登録制度について、平成29年度に検討された内容については、各学区自治連合会へ向けて説明した。また、検討内容の模様に変更し、登録申請書を作った。 ・湖南消防との協定書を見直し、避難行動要援護者登録情報について、提供先を湖南消防局東本所から東消防署に変更するとともに、平常時に名簿情報を活用できるようにした。 ・メンテナンス期限が終了している登録システムのパソコンと新バージョンのシステムを導入した。	○	湖南消防との協定書の見直し、登録システムの更新については、順調に進められたが、登録制度については、平成29年度中に検討し見直した内容で、進められたが、新たに市の制度に利用する自治会はなかった。	市制度を利用する自治会や独自に取り組む自治会がある一方、何も取組ができていない自治会があることや、自治会に加入していない人への対応などが必要である。	・野洲市が取り組んでいる現登録制度について、見直した内容に基づき、自治会への周知や新たな登録に向けた取組を進める。これには、自治会の手上げ(受皿作り)が必要不可欠であり、自治会での取組を支援する方法を検討する。 ・湖南消防局東消防署に5月中に更新した避難行動要援護者名簿を提供する。
3	(3) 日常の防災対策の充実	介護保険事業計画地域で暮らしを支え合うまちづくり	高齢者人口の増加により、高齢者世帯や高齢者単身世帯が増え、日々の防災対策も希薄になっています。高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、高齢者の地域におけるコミュニケーションを支援、日常の防災に対する認識や対策について支え合える関係づくりを進める必要があります。	自治会(ふれあいサロン)や老人クラブ等において、高齢者の「防災対策の意識向上」に向けての講話や訓練等の実施、地域の連携や情報共有により、高齢者の見守りネットワークを推進します。また災害時の対応(避難支援体制の整備・福祉避難所の指定等)についても推進します。	高齢福祉課	自治会が実施される小地域ふれあいサロンや老人クラブの活動において、高齢者の閉じこもり予防や地域コミュニティの活性化を図ることができた。また、小地域ふれあいサロン等への参加を促すためのパンフレット及び立ち上げのためのガイドブックを作成した。	○	小地域ふれあいサロン72サロン、単体老人クラブは88クラブと多くの団体が活動している。	小地域ふれあいサロンや老人クラブなどの活動がなく、高齢者の集える場のない地域がある。	小地域ふれあいサロン事業継続のための支援や、新規立ち上げ支援などを社会福祉協議会と連携して進める。また、小地域ふれあいサロンや老人クラブ等における顔の見える関係を集め、防災を意識した見守りや支え合いが深まるよう支援する。	自治会等で実施される小地域ふれあいサロンや老人クラブの活動において、高齢者の閉じこもり予防や地域コミュニティの活性化を図ることができた。	○	小地域ふれあいサロンは80サロンに増え、単体老人クラブは87クラブと多くの団体が活動している。	小地域ふれあいサロンや老人クラブなどの活動がなく、高齢者の集える場のない地域がある。	社会福祉協議会や老人クラブ連合会と連携して、顔の見える関係づくりや防災を意識した見守り・支え合いをめざし、小地域ふれあいサロンや老人クラブ等の高齢者の集える場が拡充するように支援する。
4			地域包括支援センター	・災害時要援護者登録について介護予防ケアマネジメント担当者を通して要援護者に啓発した。 ・生活支援体制整備事業においては、日常の見守りや支え合いが災害時の対応につながるという視点を持って地域の実態把握を進めている。	・介護予防ケアマネジメント担当者が担当する要援護者の災害時の対応方法について具体的に考える。 ・ふれあいサロン参加者等へ災害対策の必要性を周知する。	○	高齢者の防災意識の向上を意識した働きかけを行った。	要介護・要支援者の災害時の避難支援等について具体的に考える必要がある。	・介護予防ケアマネジメント担当者が担当する要援護者の災害時の対応方法について具体的に考える。 ・ふれあいサロン参加者等へ災害対策の必要性を周知する。	・災害時要援護者登録について介護予防ケアマネジメント担当者を通して要援護者に啓発した。 ・生活支援体制整備事業においては、日常の見守りや支え合いが災害時の対応につながるという視点を持って地域の実態把握を進めている。	○	高齢者の防災意識の向上を意識した働きかけを行った。	要介護・要支援者の災害時の避難支援等について具体的に考える必要がある。	・介護予防ケアマネジメント担当者が担当する要援護者の災害時の対応方法について具体的に考える。 ・ふれあいサロン参加者等へ災害対策の必要性を周知する。	
5	自主防災組織の育成・強化	地域における日常の防災対策については、不測の事態に備えて自主防災組織を育成・強化するため、「自主防災リーダー研修会」に多くの参加者を募る必要があります。	毎年3回「自主防災リーダー研修会」を開催し、概ね各自治会からの参加があるため、引き続き「自助・共助」の大切さや災害に対する備え等について市民に周知を行い、自主防災組織の強化につなげます。	危機管理課 生活安全課	近年では、地震、集中豪雨、大型台風の襲来など、これまで想定していなかった災害が全国各地で多発しており、災害はいつどこで発生するか分からない状況となっています。市では、このような状況を受け、今年度は例年開催している総合防災訓練を一旦休止し、より実践に即した訓練が必要であることから、例年の(第1回災害発生時の初動活動、第2回自主防災専門研修)研修会(消火、救出救護、水防訓練)に加え、第3回目として熊本地震でも課題となった避難所の適正な開設、運営を目的とした避難所開設・運営研修(訓練)を開催しました。第3回目の研修会では、指定避難所の野洲高等学校を会場とし、各自治会の自主防災組織等のリーダーだけでなく、避難所に関わる小中学校職員、県立学校職員、野洲高等学校生徒、社会福祉協議会職員、市消防団員、市職員の参加のもと研修会を実施しました。 第1回参加者 5月14日(日)…128名 第2回参加者 7月9日(日) …106名 第3回参加者 8月20日(日)…118名(祇王学区、篠原学区、中里学区、兵主学区対象) " 8月27日(日)…148名(野洲学区、北野学区、三上学区対象) ※第3回の自治会については、学区毎で研修日を指定	◎	参加者に実践的な訓練であり好評であったため。	自治会によっては、役員の交代が1年毎にあるところもあるため、毎年、継続した研修会の実施により、地域防災力の向上を図っていく必要があります。	避難所開設・運営研修に関しては、会場の見直しを行い平成30年度も同様の研修を行います。	近年では、地震、集中豪雨、大型台風の襲来など、これまで想定していなかった災害が全国各地で多発しており、災害はいつどこで発生するか分からない状況となっています。市では、このような状況を受け、昨年に引き続き総合防災訓練を一旦休止し、より実践に即した訓練が必要であることから、例年の研修会に加え、第3回目として熊本地震でも課題となった避難所の適正な開設、運営を目的とした避難所開設・運営研修(訓練)を開催しました。 第3回目の研修会では、総合防災センターを会場とし、各自治会の自主防災組織等のリーダーだけでなく、民生委員、社会福祉協議会職員、市内県立学校教職員、県立野洲高等学校生徒、市内小・中学校教職員、消防団員、研修生(龍谷大学生)、市職員などの参加のもと研修会を実施しました。 第1回参加者 5月13日(日)…161名 第2回参加者 7月8日(日) …137名 第3回参加者 8月19日(日)…125名(祇王学区、篠原学区、中里学区、兵主学区対象) " 8月26日(日)…147名(野洲学区、北野学区、三上学区対象) ※第3回の自治会については、学区毎で研修日を指定	◎	参加者に実践的な訓練であり好評であったため。	自治会によっては、役員の交代が1年毎にあるところもあるため、毎年、継続した研修会の実施により、地域防災力の向上を図っていく必要があります。	避難所開設・運営研修に関しては、自主防災リーダー研修会等一研修会として地震災害時の初動対応と併せて簡易版にはなりますが、継続してH31年度も実施します。	

◆重点課題2 とともに支え合う地域づくり

No.	施策内容	取組名	計画策定時		担当課	平成30年4月調査時点			平成31年4月調査時点						
			現状と課題	今後の方向性		平成29年度の具体的な取組	進捗状況	課題	平成30年度事業計画	平成30年度の具体的な取組	進捗状況	課題	平成31年度事業計画		
							◎○△				左記の理由			◎○△	左記の理由
6	(1) 「あいさつ運動」の推進	「あいさつ運動」の推進	「あいさつ運動」については、日頃から近所の人とあいさつをしている方や、防犯のために活動を行っている市民・団体が多いため、引き続き日常的な声かけも含めた、あいさつによるコミュニケーション活動を支援する必要があります。	地域住民の連携や子どもたちの安全確保・防犯のため、あいさつだけでなく日頃からの声かけを勧め、地域のコミュニケーションの強化を推進します。	危機管理課 生活安全課	交通安全運動期間や歳末特別警戒期間等を中心に啓発活動を実施し、その際にあいさつ・声かけを行った。	◎	左記に記載した期間において、啓発活動を実施した。	特になし。	継続した取組を行う。	継続した取組を行う。	◎	左記に記載した期間において、啓発活動を実施した。	特になし。	継続した取組を行う。
7					学校教育課	子どもの登下校を地域全体で見守る体制として、スクールガードや保護者や地域の方々の協力を得て、子どもの安全を確保やあいさつをすることができた。	◎	この施策は、充実・定着してきているため。	特になし。	子どもの登下校を地域全体で見守る体制として、スクールガードや保護者や地域の方々の協力を得て、子どもの安全を確保していく	子どもの登下校を地域全体で見守る体制として、スクールガードや保護者、地域の方々の協力を得て、子どもの安全の確保やあいさつをすることができた。	◎	この施策は、充実・定着してきているため。	スクールガードが高齢化、固定化しているため、地域の方々への広報を強化するなどして、登録者を増やす取組を進める必要がある。	子どもの登下校を地域全体で見守る体制として、スクールガードや保護者、地域の方々の協力を得て、子どもの安全を確保していく。
8					生涯学習スポーツ課	関係機関と連携し、下記の事業を実施した。 ・愛の声かけ運動…7月922人、11月1,016人 ・愛のパトロール…毎週金曜日 ・はつらつ野洲っ中学生ひろば…283人 ・はつらつ野洲っ子育てフォーラム…187人 守山野洲少年センターと連携し、有害図書環境浄化活動などを実施し、一定の取り組みと啓発ができた。	◎	この施策は、充実・定着してきているため。	特になし。	青少年の健全育成における家庭教育の影響は大きく、学校・地域間が連携した継続的な見守り・支援指導が求められている。また、少年補導委員及び青少年育成市民会議と連携した活動を深め、街頭補導等において、より一層の啓発に取り組む。	関係機関と連携し、下記の事業を実施した。 ・愛の声かけ運動 7月2日(月)1,014人、11月1日(木)1,011人 ・愛のパトロール 基本毎月第13金曜日全19回実施 ・はつらつ野洲っ中学生ひろば 7月14日(土)239人 ・はつらつ野洲っ子育てフォーラム 12月8日(土)206人 守山野洲少年センターと連携し、有害図書環境浄化活動などを実施し、一定の取り組みと啓発ができた。	◎	この施策は、充実・定着してきているため。	特になし。	青少年の健全育成における家庭教育の影響は大きく、学校・地域間が連携した継続的な見守り・支援指導が求められている。また、少年補導委員及び青少年育成市民会議と連携した活動を深め、街頭補導等において、より一層の啓発に取り組む。
9	(2) 世代間交流などの推進	スクールガード	世代間交流については、保育所(園)や幼稚園、子ども教室や公共施設でのイベントやスクールガードによる小学生の登下校時の見守りなど、子どもと高齢者などの異世代間交流や地域の人々との世代間交流が積極的に行われています。	スクールガードによる子どもたちの登下校時の見守り活動を通して、引き続き、子どもたちと高齢者のふれあいや地域とのつながりを深めます。	学校教育課	登下校時の見守り活動を通して、子どもたちがスクールガード等地域の大人や高齢者とふれあうことができた。	◎	この施策は、充実・定着してきているため。	特になし。	登下校時の見守り活動を通して、子どもたちがスクールガード等地域の大人や高齢者とふれあう機会を確保していく	◎	この施策は、充実・定着してきているため。施策は充実・定着してきているため。	特になし。	登下校時の見守り活動を通して、子どもたちがスクールガード等地域の大人や高齢者とふれあう機会を確保していく。	
10	(3) ひとり暮らしの高齢者などのサービス提供体制の強化	介護保険事業計画地域で暮らしを支え合うまちづくり	高齢者人口の増加により、高齢者世帯や高齢者単身世帯が増え、老老介護や認知症等、支援を要する高齢者及びその家族も増加することが見込まれます。そのため、支援を要する高齢者や家族が安心して暮らせるよう、見守り体制や相談体制の充実が必要です。	高齢者人口のピークを迎える2025年に向け、健康で自立した高齢者への支援を行います。認知症対策や介護予防(1次予防・2次予防)・生きがい対策(生きがいづくりの会・シニアスクール・自主活動)・社会参加の促進(シルバー人材)・健康づくり(健診)等により、今後も高齢者個人だけでなく、地域全体が一体となって取組を推進します。	高齢福祉課	「高齢者健康生きがいづくりボランティア活動支援事業」として、高齢者や医療、介護福祉従事者等を対象に、高齢者自身が担い手となることへの自覚や認識を深めるための研修会などを開催した。さらに、ボランティア活動の仕組みづくりについての検討や、支え合い活動・居場所づくりガイドブックを作成した。	○	市主催の「生きがいづくりの会サークル」は、平成29年度より老人クラブ連合会組織下に移行し、自主的な活動が継続できている。また、健康づくりやボランティア活動への意識改革のための研修会に多くの参加があった。	高齢者自身が活動をしたかったときに、どのような活動がどこで行われているか、また、新たな活動を立ち上げるにはどのようにすればよいかについて周知が十分にできていない。	昨年の年度末に作成したシニアのための元気応援ガイド「チャレンジ」や地域支え合い・居場所作りガイドブックを活用し、高齢者の社会参加を促進する。また、現在活動している集いの場の課題を分析し、必要な人材育成や、ボランティア活動につながるシニアリーダー養成講座を開催する。	高齢者健康生きがい地域活動応援プログラム検討会において、社会福祉協議会、市民活動団体、福祉施設・病院、老人クラブ連合会、市関係課など関係機関や団体が集まり、高齢者の社会参加促進のための仕組みを検討した。また、高齢者の地域活動事例発表や活動のための基本講座の開催、シニアのための元気応援ガイド「チャレンジ」の更新を実施した。	○	高齢者の地域活動事例発表は定員を超える参加者が有り、意識啓発や活動支援につながった。	高齢者の身体状況に応じた活動の場の確保。	継続実施し、高齢者健康生きがい地域活動応援プログラム検討会において各機関や団体の役割を明確化すると共に、主管団体に移行する。
11					地域包括支援センター	・百歳体操は継続実施団体30か所に体力測定、健康教育などの支援を行った。新規に7地域で実施団体の立ち上げ支援を行った。 ・総合事業の短期集中通所型サービスは、25名の参加があった。 ・認知症の理解を広める「認知症サポーター養成講座」を12回開催し、526人の受講者があった。	○	百歳体操実施団体の事業もほぼ、予定通りの参加者があった。	百歳体操実施団体の支援を継続し、見守り、生活支援に発展する身近な通いの場を増やす必要がある。	・百歳体操は、実施団体の支援を継続すると同時に新規の団体の立ち上げに向けて啓発を行う。 ・総合事業の短期集中型サービスや、介護予防に資する人材育成事業を実施し、介護予防の充実を図る。 ・認知症の理解を広め、認知症の人を見守る地域づくりに努める。	・百歳体操実施団体は増加しており、他の事業もほぼ、予定通りの参加者があった。今年度は市民を対象とした認知症経路は講演会を実施し、定員を超える受講者があった。	○	百歳体操実施団体は増加しており、他の事業もほぼ、予定通りの参加者があった。今年度は市民を対象とした認知症経路は講演会を実施し、定員を超える受講者があった。	○	百歳体操実施団体は増加しており、他の事業もほぼ、予定通りの参加者があった。今年度は市民を対象とした認知症経路は講演会を実施し、定員を超える受講者があった。

◆重点課題3 健康で生きがいのある地域づくり

No.	施策内容	取組名	計画策定時		担当課	平成30年4月調査時点			平成31年4月調査時点							
			現状と課題	今後の方向性		平成29年度の具体的な取組	◎○△ 進捗状況 左記の理由	課題	平成30年度事業計画	平成30年度の具体的な取組	◎○△ 進捗状況 左記の理由	課題	平成31年度事業計画			
12	(1) 地域における健康づくりの支援	健康増進事業 (健康診査・健康相談・健康教育など)	地域における健康づくりの支援については、現在、健診受診後に食事や運動、喫煙や飲酒等の生活習慣改善が必要な方を対象に、健康教育や個別健康相談等を実施しています。しかし、特定健康診査の受診率は高いですが、生活習慣改善を促す保健指導(集団健康教育・健康相談等)の利用率はあまり伸びていないため、働きかけを工夫する必要があります。また、喫煙・多量飲酒等は生活習慣病の発症と深く関係しますが、あまり周知されていないため、今後、啓発が必要です。	引き続き、生活習慣改善が必要な方には個別に通知し、健康相談・健康教室の利用を勧めるとともに、喫煙者・多量飲酒者へ改善の働きかけを強化します。	健康推進課	特定保健指導対象者383人に個別通知、178人に電話や訪問により利用動奨し、90人が利用につながった。また、禁煙関心者31人に禁煙相談等を勧めた。多量飲酒者には、特定保健指導時、休肝日を設定するなど55人に個々に応じた働きかけをした。	○	特定保健指導の利用枠を拡充し、利用者の増加につなげることができた。	特定保健指導の利用動奨をさらに強化し、生活習慣病予防につなげる必要がある。	引き続き特定保健指導対象者への働きかけを通知および電話、訪問にて積極的に続けていく。	◎	特定保健指導の利用枠を拡充し、利用者の増加につなげることができた。	特定保健指導の利用動奨をさらに強化し、生活習慣病予防につなげる必要がある。	引き続き特定保健指導対象者への働きかけを通知および電話、訪問にて積極的に続けていく。		
13		特定健康診査・保健指導	特定健康診査の受診率は滋賀県下でもトップ水準にあるため、「野洲市国民健康保険 特定健康診査・特定保健指導第2期実施計画」に基づきながら、保健指導等の事業を推進します。	平成26年度から取り組みを始めた国保被保険者の糖尿病重症化予防については、新たに21人の指導対象者の参加を得て、面談や電話指導などの事業を実施した。また、事業修了者に対しては、交流会を実施し、生活習慣の改善維持に向けた情報交換等を実施した。	保険年金課	糖尿病重症化予防事業及び修了者の交流事業のいずれも計画通り実施できた。	◎	糖尿病重症化予防事業及び修了者の交流事業のいずれも計画通り実施できた。	重症化予防を目的とした糖尿病罹患者の生活改善指導等は、取組に対する本人の意識低下を招かないためにも継続的なアプローチが重要な要素となる一方で、事業効果を上げるためには新たな対象者へのアプローチも進める必要があり、限られた人材や財源の中で双方のバランスを取りながら事業を拡充していくことが課題である。	事業参加者や主治医からの反響は概ね良好であることから、平成30年度も引き続き、30人程度の指導対象者を募集する。また、事業対象者の抽出の方法を見直し、参加者の拡大を図る。事業修了者に対しては交流会への参加を呼び掛けるなど継続したアプローチを実施していく。	◎	特定健康診査・保健指導については、平成29年度に策定し、平成30年度から実施の第3期野洲市特定健康診査等実施計画に基づき実施した。また、平成26年度から実施している国保被保険者の糖尿病重症化予防については、過去の事業実施者も対象として募集し19人の参加を得て、面談や電話指導などの事業を実施した。さらに、事業修了者に対しては、交流会を実施し、生活習慣の改善維持に向けた情報交換等を実施した。	◎	特定健康診査・保健指導については、平成29年度に策定し、平成30年度から実施の第3期野洲市特定健康診査等実施計画に基づき実施した。また、平成26年度から実施している国保被保険者の糖尿病重症化予防については、過去の事業実施者も対象として募集し19人の参加を得て、面談や電話指導などの事業を実施した。さらに、事業修了者に対しては、交流会を実施し、生活習慣の改善維持に向けた情報交換等を実施した。	特定健康診・保健指導については、高齢者の方の受診が高く、低年齢の方の受診が低い傾向にある。そのため若い世代の受診を促す取組が必要である。また、重症化予防を目的とした糖尿病罹患者の生活改善指導等については、手上げ方式の参加であるため、意識の高い方は既に参加しているが、参加していない方へのアプローチが必要である。	特定健康診・保健指導について、実施計画に基づいて引き続き実施していくとともに、若年層の方の受診につながるような工夫をしながら計画を実施する。また、糖尿病重症化予防指導においては、主治医と連携して、当該事業への参加を促してもらうなどのアプローチ方法を新たに計画する。
14		健康増進事業 (健康診査・健康相談・健康教育など)	地域・学区の健康課題を話し合い、その解決に向けて健康づくりを実践する機会である「健康を考える会」の運営を健康推進員とともに取り組んでいる。しかし、市内7地区の「健康を考える会」の活動を具体的な健康づくりの場として位置づけていますが、健康推進員の2年間の短い任期の中では地域に根ざした活動の実践につなげることは難しい状態です。	「野洲市ほほえみやす21健康プラン」に基づく活動を継続・拡大するため、「健康を考える会」への活動支援を、地域の実情に応じた具体的な健康づくりの場として継続します。具体的には、実践活動が展開しやすいように健康課題を提示するなど、運営の改善を図ります。	健康推進課	第7期1年目の健康を考える会は、地区毎や合同で計44回開催され、延326人の委員が参加した(参加率55.6%)。活動報告会を実施(1/20)し、それぞれの学区の取組を共有した。また、活動報告会と併せて、「歯・口のケアで健康長寿を目指そう!」を注目のテーマとして、「口腔ケアの必要性を感じたい」「年に1回の歯生月に歯医者に行くことを決めたい」等の声が得られ、歯や口のケアの重要性の周知が図れた。	○	地域の健康課題を確認し、地域の実情に合った健康づくりの活動を推進できた。	H20年に策定した「ほほえみやす21健康プラン」が10年計画の終期を迎える為、現状把握から健康課題を見直し、課題解決のための新たな健康づくりの取組を進める必要がある。	ほほえみやす21健康プラン(第2次)の推進の初年度となるため、プランの周知や取組を進める。健康づくりに携わる庁内関係課の連携を図りながら、健康づくりを進める。健康を考える会の活動は任期2年目となることから、自治会との連携を図りながら取組を進める。	◎	各地域での健康づくり活動が革新的に継続できている。	市民とともに健康課題を共有しながら、地域の健康づくりの実践に結びつけられるよう今後も継続的な取組が必要である。	新たな委員で第8期健康を考える会を開始するので、野洲市全体や各地域の健康課題を市民と共有しながら、まずは自分たちの健康づくりに実践し、次の段階として地域の健康づくりが実践できるように働きかけていく。		
15	(2) 高齢者の自立支援に向けた環境づくり	いつまでも元気で暮らせるまちづくり	高齢者の自立支援については、現在は個人の意識の問題になっていますが、超高齢社会に向け、介護予防や就労支援など、いきいきと活動できる社会(場)の体制づくりが急務となっています。	高齢者が住み慣れた地域において、健康で活動的な生活ができるよう、医療機関などの関係機関や福祉関係者・地域住民と連携しながら、自立に向けた総合的な支援を推進します。	高齢福祉課	「高齢者健康生きがいづくりボランティア活動支援事業」として、高齢者や医療、介護福祉従事者等を対象に、高齢者自身が担い手となることへの自覚や認識を深めるための研修会や講演会などを開催した。高齢者の社会参加を促進するために、高齢者の活動の場を紹介したシニアのための元気応援ガイド「チャレンジ」を作成した。さらに、老人クラブ連合会、社会福祉協議会等関係機関でボランティア活動の仕組みづくりについての検討や、支え合い活動・居場所作りガイドブックを作成した。	○	88クラブで5,000人以上が活動されている。また、平成29年度より市の事業から老人クラブ連合会組織下での自主活動に移行した生きがいづくりの会サークルが、活動を継続できた。	「高齢者健康生きがいづくりボランティア活動支援事業」として、ふれあいサロンや生きがいサークル等で活動している支援者や、生きがいに係る支援を求める関係者等で、求められる人材や、シニア養成プログラムの開発について検討する。そして、高齢者地域福祉活動に繋がる「シニアリーダー養成講座」をリーダー養成プログラム開発に基づき開催する。高齢者の社会参加を促進するために、高齢者の活動の場を紹介内容を更に充実させた、シニアのための元気応援ガイド「チャレンジ」を更新する。また、老人クラブ連合会活動活性化への後方支援を継続し、学区単位など、より身近な場所での高齢者相互支援活動につながるよう努める。	◎	高齢者健康生きがい地域活動応援プログラム検討会において、社会福祉協議会、市民活動団体、福祉施設・病院、老人クラブ連合会、市関係課など関係機関や団体が集まり、高齢者の社会参加促進のための仕組みを検討した。また、高齢者の地域活動事例発表や活動のための基本講座の開催、シニアのための元気応援ガイド「チャレンジ」の更新を実施した。	○	高齢者の地域活動事例発表は定員を超える参加者が有り、意識啓発や活動支援につながった。	高齢者の身体状況に応じた活動の場の確保。	継続実施し、高齢者健康生きがい地域活動応援プログラム検討会において各機関や団体の役割を明確化すると共に、主管団体に移行する。	
16			地域包括支援センター	・百歳体操等自主グループ活動団体に体力測定、健康教育等を通して活動支援を行った。 ・要支援認定者のケアプラン作成にあたっては個別地域ケア会議等で多職種で検討し、対象者の自立に資するプランとなるように努めた。	・当初予定していた事業を実施する事ができた。	○	自立支援に向けた介護予防ケアマネジメントの充実を図る必要がある。	◎	・自主グループ活動支援を継続して実施する。 ・要介護状態となることを予防するために、日常生活の活動を活発にし、社会への参加を促す支援を行う。	・百歳体操等自主グループ活動団体に体力測定、健康教育等を通して活動支援を行った。 ・要支援認定者のケアプラン作成にあたっては個別地域ケア会議等で多職種で検討し、対象者の自立に資するプランとなるように努めた。	◎	当初予定していた事業を実施する事ができた。	自立支援に向けた介護予防ケアマネジメントの充実を図る必要がある。	・要介護状態となることを予防するために、日常生活の活動を活発にし、社会への参加を促す支援を行う。		
17	(3) ボランティア団体の拡大	ボランティア団体の拡大	ボランティア活動を通じた人間関係や地域とのつながりの強化を図るため、相談窓口の設置や情報発信、活動拠点の整備など、ボランティア活動に参加していない方が多いため、活動の魅力の啓発を行うなど、引き続き参加を呼びかける必要があります。	ボランティア活動を通じた人間関係や地域とのつながりの強化を図るため、相談窓口の設置や情報発信、活動拠点の整備など、ボランティア活動の支援を推進します。また、高齢者に関しては、高齢者介護予防ボランティアポイント制度の導入を進めます。	高齢福祉課	「高齢者健康生きがいづくりボランティア活動支援事業」として、高齢者や医療、介護福祉従事者等を対象に、高齢者自身が担い手となることへの自覚や認識を深める研修会などを開催した。さらに、ボランティア活動の仕組みづくりについての検討や、支え合い活動・居場所作りガイドブックを作成した。	○	高齢者、民生委員、ケアマネ、社会福祉協議会、老人クラブ連合会など、自身に期待される役割を振り廻り、自覚を促すきっかけとなった。	ボランティアセンター機能を有する市社会福祉協議会が、地域福祉活動を主体的に実施できるように支援する必要がある。	自治会、老人クラブなどの地区組織と介護福祉事業者等との連携を深め、市社会福祉協議会が高齢者相互支援活動の仕組みづくり等に主体的に実施できるように支援する。	◎	高齢者の地域活動事例発表は定員を超える参加者が有り、意識啓発や活動支援につながった。	ボランティアセンター機能を有する市社会福祉協議会が、地域福祉活動を主体的に実施できるように支援する必要がある。	継続実施し、高齢者健康生きがい地域活動応援プログラム検討会において各機関や団体の役割を明確化すると共に、主管団体に移行する。		

18	(4) 生涯学習の情報提供・啓発活動の推進	生涯学習の情報提供・啓発活動の推進	生涯学習の推進については、チラシ・広報等により、年々生涯学習出前講座の受講団体が増えています。しかし、参加者の高齢化・固定化が進んでいるため、いつでも、誰もが楽しんで学習できるよう、活動情報の提供や各団体の発表や交流の場づくりが必要です。	市内にあるコミュニティセンターと連携を図りながら、さまざまな課題や地域課題について学習するとともに、出前講座やセミナーを開催し、健康で生きがいのある地域づくりに努めます。	生涯学習スポーツ課	各自治会から推薦を受けた生涯学習推進員を対象に研修会を開催した。 開催日…平成29年5月20日(土) 会場…コミュニティセンターきたの テーマ…「野洲市くらし支えあい条例～地域で見守るしくみづくり～」 参加者…89人 生涯学習出前講座は40講座のメニューから選択してもらい、市職員等が講師となって出向き開催した。(H29年度実績/ 受講団体数…68団体、受講者数…延べ1,588人) 生涯学習セミナーを開催し、市民への学習機会の提供と啓発・普及を図ることができた。 実施回数…3回 参加者数…延べ154人	◎	この施策は、充実・定着してきているため。	特になし。	生涯学習のまちづくりを推進し、市民が誰でも学び、楽しむ生涯学習の構築を目指すため、生涯学習推進員研修会(1回)や生涯学習セミナーの開催(3回)及び生涯学習出前講座の開催(5月～2月)を実施する。	各自治会から推薦を受けた生涯学習推進員を対象に研修会を開催した。 開催日…平成30年5月26日(土) 会場…コミュニティセンターきたの テーマ…「介護が必要になっても住み慣れた地域でくらすために」参加者…110人 生涯学習出前講座は40講座のメニューから選択してもらい、市職員等が講師となって出向き開催した。(H30年度実績/ 受講団体数…77団体、受講者数…延べ2,009人) 生涯学習セミナーを3回開催し、市民への学習機会の提供と啓発・普及を図ることができた。 第1回…「ケニアってどんな国 ～ケニアの子ども達とかがわって～」10月13日(土)40名参加 第2回…「野洲の歴史と文化財 ～兵主神社の庭園～」11月24日(土)58名参加 第3回…「発達障がいの方への理解 ～ともに生きるために～」11月26日(土)42名参加 野洲市生涯学習振興計画で推進してきた諸施策を見直し、充実・発展させ本市の生涯学習施策を計画的に振興するの指針として第2期計画を策定。	◎	この施策は、充実・定着してきているため。	特になし。 野洲市生涯学習振興計画第2期における諸施策を展開して、生涯学習によるまちづくりの実現をめざす。 市民が誰でも学び、楽しむ生涯学習の構築を目指すため、生涯学習推進員研修会(1回)や生涯学習セミナーを例年通り開催及び生涯学習出前講座の開催(5月～2月)する。
19		障がい者就労体験事業	障がい者の就労体験事業については、多様な就労体験の機会が確保され、一般就労につながっています。また、社会参加の場となることから事業所での意欲向上につながっていますが、特別支援学校生徒の卒業後の進路決定につながる実習の場でもあるため、事業の厳正な評価が求められています。	一般就労を目指す利用者に対しては、目標や課題に応じた受入体制の整備を検討していきます。また、平成25年4月から障害者優先調達推進法が施行されたことにより、就労体験事業の提供業務と同法に基づく業務等の提供業務とを整理します。	障がい者自立支援課	・就労体験事業については、9月～12月に8コース13日間に6所属で10名の受入をした。受入先の所属と利用者及び関係者との情報共有を行い、有意義な体験事業となるよう環境を整え実施した。 ・障害者優先調達については、平成29年度野洲市の調達方針に基づく事業発注促進のための情報提供等を行った。また、障がい者自立支援課として啓発用ティッシュの印刷業務を発注した。 ・社会的事業所運営補助事業については、平成28年度まで対象であった事業所が経営体系移行により対象外となったため、平成29年度からは補助対象事業所はなくなった。	○	・就労体験事業については、本年は昨年より応募者が少なかったが、新たな提供所属やメニューの用意ができるなど、各所属での障がい者理解の促進と障がい者の一般就労に向けた支援が図れた。一方で、従来から受入していた所属が業務の見直しにより業務提供できなくなり、より多くの所属や提供業務の発掘が、今後必要である。 ・障害者優先調達推進法に基づき、該当になる業務の発注を行う。 ・社会的事業所運営補助事業は対象事業所がなくなったため、実施予定はなし。	・就労体験事業の受入職場や障害者優先調達に基づく発注業務の拡充のため、各所属に対して引き続き事業趣旨の徹底や事業実施の検討について周知していく必要がある。 ・就労体験事業については、例年どおり9月頃からの実施に向けて、受入所属と業務の拡充に努める。また、事業実施については、引き続き野洲市障がい者自立支援協議会の就労部会と協議を行う。	・就労体験事業については、9月～12月に8コース12日間に5所属で9名の受入をした。受入先の所属と利用者及び関係者との情報共有を行い、有意義な体験事業となるよう環境を整え実施した。 ・障害者優先調達については、平成30年度野洲市の調達方針に基づく事業発注促進のための情報提供等を行った。また、障がい者自立支援課として使用封筒の表記チェックをお願いした。	○	・就労体験事業については、本年は昨年より応募者が少なかったが、新たな提供所属やメニューの用意ができるなど、各所属での障がい者理解の促進と障がい者の一般就労に向けた支援が図れた。一方で、従来から受入していた所属が業務の見直しにより業務提供できなくなり、より多くの所属や提供業務の発掘が、今後必要である。 ・障害者優先調達推進法に基づき、該当になる業務の発注を行う。 ・社会的事業所運営補助事業は対象事業所がなくなったため、実施予定はなし。	・就労体験事業については、例年どおり9月頃からの実施に向けて、受入所属と業務の拡充に努める。また、事業実施については、引き続き野洲市障がい者自立支援協議会の就労部会と協議を行う。 ・障害者優先調達については、平成31年度の調達方針)に基づき、該当になる業務の発注を行う。 ・社会的事業所運営補助事業は対象事業所がなくなったため、実施予定はなし。	
20	(5) 高齢者・障がい者・生活困窮者の就労支援	社会的事業所運営補助事業	障がい者の就労支援事業の中には、県及び市町が一体的に実施している事業もあるため、県及び市、関係機関と情報を共有し、連携を密にする必要があります。	障がい者の一般就労と福祉的就労の中間的な就労の場として、県独自の社会的雇用を継続していくことで、安定した障がい者雇用を推進します。	障がい者自立支援課	・社会的事業所運営補助事業については、平成28年度まで対象であった事業所が経営体系移行により対象外となったため、平成29年度からは補助対象事業所はなくなった。	○	・障がい者自立支援課	・障がい者自立支援課	・障がい者自立支援課	・障がい者自立支援課	○	・障がい者自立支援課	・障がい者自立支援課
21		高齢者の就労支援	高齢者の自立支援については、現在は個人の意識の問題になっていますが、超高齢社会に向け、介護予防や就労支援など、いきいきと活動できる社会(場)の体制づくりが急務となっています。	高齢者の豊富な経験や知識・技能を活用するため、引き続き、シルバー人材センターの充実やハローワークとの連携を図りながら、高齢者が働きやすい職場環境づくりを推進します。	高齢福祉課	就労の支援を必要とする方は、やすワークなどの関係機関につないだ。	○	やすワークなど市民生活相談課との連携が図れた。	ボランティア団体による有償ボランティア活動が把握できていない。	生活支援体制整備事業で得た情報も活用し、関係機関や団体と連携を図りながら、高齢者の就労や有償ボランティア活動支援に努める。	就労の支援を必要とする方は、やすワークなどの関係機関につないだ。	○	やすワークなど市民生活相談課との連携が図れた。	生活支援体制整備事業で得た情報も活用し、関係機関や団体と連携を図りながら、高齢者の就労支援に努める。
22		高齢者の就労支援	高齢者の自立支援については、現在は個人の意識の問題になっていますが、超高齢社会に向け、介護予防や就労支援など、いきいきと活動できる社会(場)の体制づくりが急務となっています。	高齢者の豊富な経験や知識・技能を活用するため、引き続き、シルバー人材センターの充実やハローワークとの連携を図りながら、高齢者が働きやすい職場環境づくりを推進します。	地域包括支援センター	就労の支援を必要とする方は、やすワークやシルバー人材センターなど関係機関につないだ。	○	やすワークなど関係機関との連携が図れた。	高齢者が就労希望されても有効求人数が少なく、就労という形で社会参加できる場が少ない。	関係機関と連携し、就労支援を行う。	就労の支援を必要とする方は、やすワークやシルバー人材センターなど関係機関につないだ。	○	やすワークなど関係機関との連携が図れた。	高齢者が就労希望されても本人に合った求人数が少なく、就労という形で社会参加できる場が少ない。
23		生活困窮者の就労支援	生活困窮者への就労支援については、現在、野洲市生活困窮者自立促進支援モデル事業などにより支援を行っています。今後も増加が予想される生活困窮者に対して、継続して事業を実施する必要があります。	労働局(ハローワーク)とともに、ハローワークの就職相談と市役所の生活支援を一体的に提供する「やすワーク」の運営により、生活困窮者への支援を継続するとともに、早期に対応ができるよう地域ネットワークの構築を図ります。	市民生活相談課	労働局(ハローワーク)や関係課等と連携し、やすワークの運営・活用を行い、生活困窮者等に対して就職相談等就労支援を継続的に行った。利用者実人数は120名で延べ支援回数626回の就労支援を行った。この中で就職決定者の延べ人数は141名(実人数92名)と大きな成果をあげることができた。	◎	各課の協力によりスムーズな運用が成果につながった。	障害者手帳を保有する相談者がやすワークを利用することもあることから、労働局と協議し、やすワークにおいて「障害者求人」に関する就労支援が出来るように整備した。今後は、障がい者の就労支援を効果的に運用するよう各課と連携して取組を進める必要がある。また、地域の事業者開拓を進め雇用を生み出すことが課題である。	生活困窮者等を対象とした就労支援事業運営協議会を開催し事業計画を協議。就労支援対象者数120人以上、生活保護受給者等自立促進事業の支援候補者数120人以上、就職率は67%を目標とする。ただし恒常的な就職及び定着支援に対する充実を図る。	労働局(ハローワーク)や関係課等と連携し、やすワークの運営・活用を行い、生活困窮者等に対して就職相談等就労支援を継続的に行った。利用者実人数は112名で延べ支援回数749回の就労支援を行った。この中で就職決定者の延べ人数は122名(実人数92名)と大きな成果をあげることができた。また、5月からは障害者求人紹介等の取扱いを開始し障害者求人の紹介数32件の内、8人が就職決定した。	◎	各課の協力によりスムーズな運用が成果につながった。また、障害者求人の就労支援を開始したこと、障がい者の方の就職活動の利便性が高まった。	31年度生活困窮者等を対象とした就労支援計画の事業目標では、①就労支援対象者110人以上、②生活保護受給者等就労自立促進事業の支援候補者数120人以上、③就職率67%、とする。

◆重点課題4 ノーマライゼーション(共生)の地域づくり

No.	施策内容	取組名	計画策定時		担当課	平成30年4月調査時点			平成31年4月調査時点							
			現状と課題	今後の方向性		平成29年度の具体的な取組	進捗状況		平成30年度事業計画	平成30年度の具体的な取組	進捗状況		平成31年度事業計画			
							◎○△	左記の理由			◎○△	左記の理由				
24	公共施設などにおけるバリアフリーの推進	公共施設などにおけるバリアフリーの推進	公共施設などにおけるバリアフリーの推進については、現在野洲市でも高齢化が進んでおり、公共施設の利便性向上のため、引き続きバリアフリーの推進が必要です。	高齢者や障がい者に限らず、多くの市民にとっても安心して利用しやすい環境を整備するため、都市計画マスタープランや「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に基づき、バリアフリーの推進を継続します。	都市計画課	H29年度は、野洲駅北口駅前広場の外周部のシェルターや歩道の整備工事を進めた。工事では施設のバリアフリー化を実施するとともに、道路の移動等円滑化整備ガイドラインに則して、身障者用乗降場及びバスやタクシーの乗降場を整備した。	◎	当初の予定通り、シェルターや歩道の整備工事を完了したため。	中央島の一般者待機場は未整備の状態であり、継続して事業に取り組む必要がある。	H30に中央島を整備し、事業完了予定である	計画通り中央島を整備し、事業を完了した。	◎	適切に事業完了したため。	とくになし	とくになし	
25					住宅課	公共施設の整備計画時にバリアフリーの推進を図ってきた。	◎	計画通り事業実施したことによる。	成果を数値として捉えられない。	引き続き「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に基づくバリアフリーの推進を、公共施設の整備計画時において協議していく。	◎	計画通り事業実施したことによる。	成果を数値として捉えられない。	引き続き「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に基づくバリアフリーの推進を、公共施設の整備計画時において協議していく。		
26		在宅重度障害者住宅改修費助成事業・障害者等日常生活用具給付事業	申請に応じて補助を行っています。引き続き制度を継続し、今後も障がいのある人が在宅で安心して生活できる住環境を整備できるよう、支援・周知を図ります。	申請に応じて補助を行っています。今後も障がいのある人が在宅で安心して生活できる住環境を整備できるよう、支援・周知を図ります。また、平成24年度から平成26年度までの3年間限定の事業であるため、引き続き、事業の期限まで事業者の募集を継続するとともに周知を図り、事業効果の検証を行います。	障がい者自立支援課	・在宅重度障害者住宅改修費助成事業…本年度は2名に対して補助を行った。いずれも、本人の身体の状態に応じた改修であり、住環境の改善を図ることができた。 ・障害者等日常生活用具給付事業…障がい者に必要な用具の給付ができ、日常生活の便宜を図ることができた。 ・障がい者の居住の場であるグループホームについては、当事者及び養護者から継続して相談はあるが、市内民間法人からの整備計画がない状況が続いている。	○	在宅生活及びグループホームなど障がい者の住まいの場の確保が必要である。	・在宅重度障害者住宅改修費助成事業・障害者等日常生活用具給付事業…来年度以降も障がい者の身体の状態に応じて補助、給付を行い、住環境の整備、日常生活の便宜を図っていく。 ・グループホーム等整備事業…障がい者の住まいの場の確保のため、引き続き補助制度は継続されるとともに、民間活力を活用し施設整備を促進する(予算は当初に盛り込まず、具体的な話になった時点で補正対応する)。	◎	計画通り事業実施したことによる。	成果を数値として捉えられない。	引き続き「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に基づくバリアフリーの推進を、公共施設の整備計画時において協議していく。			
27	安心して暮らせる住居の整備	在宅福祉サービスの推進	安心して暮らせる住居の整備については、在宅重度障害者住宅改修費助成事業や障害者等日常生活用具給付事業、グループホーム等の整備補助事業を進めています。事業効果を検証した上で実施していく必要があります。	高齢者が住み慣れた地域で生活できるように、自宅の改修事業をはじめ、サービス付き高齢者向け住宅等の整備や、住宅施策と連携した住居の確保等を推進します。	高齢福祉課	高齢者が安心して生活できるよう既存の住環境を整備するため、住宅改修に要する費用の一部を助成した。これにより日常生活動作能力の低下した高齢者の排泄・入浴・移動等を容易にし、寝たきり予防、日常生活の支援、介護者の負担軽減を行った。また、要介護認定者の日常生活上の自立を助ける用具や機能訓練のための福祉用具、介護予防福祉用具を貸与した。	○	高齢者の住宅改修や福祉用具貸与について、必要な方に助成、保険給付対応を実施した。	引き続き、高齢者が安心して生活できるよう既存の住環境を整備するため、補助、給付を行い、住環境の整備、日常生活の便宜を図っていく。さらに、住宅改修助成において、助成を受ける者が工事代金の自己負担分を業者に支払い、必要に応じて低所得者も利用しやすいようにする。	◎	低所得者も制度を利用しやすくなった	工事内容や、福祉用具の貸与状況について、本人の状況に合った適切なものかの確認が十分にできていない場合がある。	高齢者の住宅改修や福祉用具貸与について、必要な方に適切に助成、保険給付対応ができるように努める。			
28					地域包括支援センター	・要支援認定者のケアマネジメント事業において高齢者の住まいや運動機能に関するアセスメントを行い、必要に応じて住宅改修や福祉用具の利用を勧めた。	○	必要な方に、住宅改修、福祉用具の利用を勧めた。	福祉用具利用開始前後の状況を把握し、福祉用具の必要性をアセスメントする必要がある。必要に応じて住宅改修や福祉用具の活用を進める。	◎	必要な方に、住宅改修、福祉用具の利用を勧めた。	福祉用具利用開始前後の状況を把握し、福祉用具の必要性をアセスメントする必要がある。必要に応じて住宅改修や福祉用具の活用を進める。	介護予防ケアマネジメントを適切に行い、運動機能の維持向上を図るとともに、住まいが安全、安心なものとなるよう、住宅改修、福祉用具の活用を進める。	◎	必要な方に、住宅改修、福祉用具の利用を勧めた。	介護予防ケアマネジメントを適切に行い、運動機能の維持向上を図るとともに、住まいが安全、安心なものとなるよう、住宅改修、福祉用具の活用を進める。
29	心のバリアフリーの推進	地域精神保健福祉事業	心のバリアフリーの推進については、精神障がいに対する誤解や偏見を解消するため、公共施設にポスターやパネル等を掲示するとともに、学区別「健康を考える会」を主体に「心の健康を考える会」を開催するなど啓発活動を実施しました。しかし、誤解や偏見の解消には時間がかかるため、今後も継続して取組を進める必要があります。	精神障がいのある方が、住み慣れた地域で自立生活や社会参加ができるよう、社会的な誤解や偏見を取り除いていく取組を進めるとともに、地域住民の心の健康づくりを推進します。また、精神障害者患者家族会(たんぼほの会)が行う、市民向け啓発活動の支援を推進します。	健康推進課	・市広報8月号で精神疾患に関する啓発と精神障害者患者家族会(たんぼほの会)の紹介を行った。 ・自殺予防に関して、自殺予防週間(9月)と自殺予防週間(3月)に合わせた啓発を行うとともに、30年2月、市民や関係者対象に自殺対策シンポジウムを開催した。	○	精神疾患や自殺予防に関する市民周知を進めることができた。	・引き続き、広報等様々な手段で精神疾患の正しい理解の啓発や心の健康づくりを推進するとともに、たんぼほの会の啓発活動の支援を行う。 ・引き続き、自殺予防に関する啓発等、自殺対策事業を推進する。また、平成30年度末を目標に野洲市自殺対策計画を策定する。	◎	精神疾患や自殺対策に対して関係課や関係機関と連携を図りながら、取組ができた。	精神疾患に対する誤解や偏見の解消には時間がかかるため、今後も継続した取組が必要である。	・引き続き、広報等様々な手段で精神疾患の正しい理解の啓発や心の健康づくりを推進するとともに、たんぼほの会の啓発活動の支援を行う。 ・「いのちを支える野洲市自殺対策計画」に基づき、自殺対策を総合かつ計画的に推進する。			
30					障がい者自立支援課	野洲市障がい者自立支援協議会と野洲市障がい者虐待防止連絡協議会の共催で、障がい者理解促進研修・啓発事業(虐待防止支援)講演会を実施した。また、例年どおり12月の障害者週間(広報掲載)と市内量販店での啓発、入権YASU2018会場での啓発を実施した。	○	概ね計画どおりに実施できた。	・野洲市障がい者自立支援協議会、野洲市障がい者虐待防止連絡協議会主催で、障がい者理解促進講演会を開催した。 ・12月の障害者週間(広報掲載)と市内街頭等での啓発を行う。 ・人権YASU2019会場での啓発を行う。 ・常時、パンフレットの設置、配布などの市民への啓発活動を行う。	◎	これまでの啓発に加え、出前講座を積極的に実施することができたため。	障がい者に対する理解促進と虐待防止啓発を兼ねた講演会を野洲市障がい者自立支援協議会と野洲市障がい者虐待防止連絡協議会の共催で開催した。また、12月の障害者週間(広報掲載)と市内街頭等での啓発を行い、広報に掲載するなど、市民への啓発に努めた。特に昨年は、学区人権啓発推進協議会や市内の障がい福祉事業所等、障がい者の人権を主題とした出前講座を実施した。				
31	人権学習・啓発活動の推進	障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業	人権学習・啓発活動の推進については、今年度から実施する事業もあるため、事業実施後に問題点を検証し、次年度以降の事業に反映していきます。	障がい者に対する理解を促進するため、「広報やす」や市のホームページを利用した広報・啓発活動や、事業者・福祉関係者・行政職員に対する研修・講座等への参加を促進します。また、幼少期から障がいに対する理解を深めるため、学校教育をはじめ、保育所や幼稚園における人権及び福祉教育の充実を図ります。	発達支援センター	各事業の内容や方法等さまざまな工夫をして研修啓発事業を行い、市民や関係者に対して、発達障がいに関する正しい理解促進に努めた。 ・「広報やす」に「発達支援センター通信」(内容:発達障がいの理解と支援に関すること)を隔月で定期的に掲載した(年6回)。 ・障がい理解に関する図書等の媒体の貸し出しを行った。 ・市民や関係者を対象に、発達障がいの正しい理解と支援に関する研修会や講演会を開催した。 ●研修会6回、●講演会1回 ●発達障がいの正しい理解と支援に関する出前講座を実施した。	○	事業実施計画に基づき、ほぼ計画通りに事業実施できた。	引き続き、関係者・機関と連携し、内容や方法等さまざまな工夫をしながら、発達障がいに関する正しい理解と支援について研修・啓発事業をすすめている。	◎	事業実施計画に基づき、ほぼ計画通りに事業実施できた。	「発達障がい」は徐々に認知されてきているが、引き続き、その正しい理解や支援について関心を高めるための有効な取り組みについて、検討が必要である。	引き続き、関係者・機関と連携し、内容や方法等さまざまな工夫をしながら、発達障がいに関する正しい理解と支援について研修・啓発事業をすすめている。			
32	男女共同参画の地域づくり	第2次野洲市男女共同参画行動計画	男女共同参画の地域づくりについては、男女共同参画に関する施策を各担当課が積極的に推進していますが、家庭や職場、地域社会などでは性別による固定観念や慣行・しきたりなどが依然根強い。そのため、取り組むべき多くの課題があります。	男女共同参画社会の実現のために、条例や計画の基本理念のもと、関係施策を総合的・体系的に整備し、市民・事業者・教育関係者との協力を推進します。また、進捗状況と今後の社会情勢や国・県の動向、市民のニーズに対応し、必要に応じ見直しを行います。	人権施策推進課	・各事業の担当課に、第3次野洲市男女共同参画行動計画の進捗状況および事業計画を調査した。 ・地区別懇談会や各種団体の人権学習に男女共同参画を専門分野とする講師を紹介した。	○	行動計画の進捗状況および事業計画の調査等については計画的に行なったが、状況を把握し、対策を講じる必要があった。	地域社会における性別による固定的な観念、慣行、しきたりなどが依然強い傾向がある。男女が互いにその性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮し、多様な生き方が選択できる男女共同参画社会の実現に向けた啓発に努める。 ・自治会や各種団体が研修会を計画する際に男女共同参画を専門分野とする講師の紹介・派遣を行う。	◎	行動計画の進捗状況および事業計画の調査等については計画的に行なったが、状況を把握し、対策を講じる必要があった。	地域社会における性別による固定的な観念、慣行、しきたりなどが依然強い傾向がある。男女が互いにその性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮し、多様な生き方が選択できる男女共同参画社会の実現に向けた啓発に努める。 ・自治会や各種団体が研修会を計画する際に男女共同参画を専門分野とする講師の紹介・派遣を行う。				

◆重点課題5 子どもたちが生き生きと活動できる地域づくり

No.	施策内容	取組名	計画策定時		担当課	平成30年4月調査時点			平成31年4月調査時点										
			現状と課題	今後の方向性		平成29年度の具体的な取組	進捗状況 ◎○△	左記の理由	課題	平成30年度事業計画	平成30年度の具体的な取組	進捗状況 ◎○△	左記の理由	課題	平成31年度事業計画				
33	子育て支援センターの充実	子育て支援センターの充実	子育て支援センターでは、子育て中の保護者や乳幼児の居場所、また出会うの場として、子どもの状態や遊びの内容、立地条件に応じて利用されています。その中で、子どもの育ちに見通しを持ったり、同じぐらゐの子どもの育ちを見て共感したり、今の心配事を話したりして、また自宅へと戻られています。子どもとともに過ごす時間を有意義なものにするために今後も利用者ニーズの把握に努め、事業の計画を立てるとともに情報提供を行う必要があります。	引き続き、地域における子育て支援の基盤を充実させるため、地域子育て支援センターの相談・指導、情報提供、交流の場の提供などの機能を強化します。合わせて、乳幼児を持つ子育て中の親が気軽に集える、つどいの広場等の事業も推進します。また、情報の一元的な把握も行うよう取り組めます。	子育て支援センター	・親子の居場所づくりとして交流の場の運営(常設広場開設)月曜日～金曜日(9:30～12:00 13:00～16:00)親子で安心できる環境作りを、子育てする仲間との出会いや交流できる居場所作りに取り組んだ。 ・親子のふれあいや保護者のリフレッシュなど目的に子育て支援講座、年齢別広場を開催し、多くの方に参加していただけるよう呼びかけをしていった。また、利用者が参加しやすいよう、必要に応じてボランティアの協力を得て託児を行った。	◎	計画通り事業を実施できた。	・子育て支援センターを利用したことがない方にとって初めて参加するのに勇気がいる。そのハードルを低くする取り組みが必要である。また、継続して参加をし、この場が安心でき相談できる場となるよう工夫も必要である。 ・相談を受ける内容によっては、関係機関との連携の必要性が多々ある。昨年度からの引継ぎと次年度もさらに連携がもてるようにする必要がある。 ・各学区のサロンへの利用は民生児童委員の方の積極的な呼びかけで参加者も集める会となつてきているようである。それらと支援センターがつながるよう今後も協力体制が取れるようにしていく必要がある。 ・市内子育て支援センター連絡会議と研修会を行い、職員の資質の向上に努めた。 ・子育てサークル代表者会議の開催	・親子の居場所づくりとして交流の場の運営(常設広場開設)月曜日～金曜日(9:30～12:00 13:00～16:30)親子で安心できる環境作りを、子育てする仲間との出会いや交流できる居場所作りに取り組んだ。 ・親子のふれあいや保護者のリフレッシュなど目的に子育て支援講座、年齢別広場を開催し、多くの方に参加していただけるよう呼びかけをしていった。 ・子育てガイドブックを増刷し、子育て世代に子育てに関する情報を発信した。また、「にこにこだより」広報や「子育て応援情報」なども支援センターの活動を発信していった。	◎	計画通り事業を実施できた。	・子育て支援センターを利用したことがない方にとって初めて参加するのに勇気がいる。そのハードルを低くする取り組みが必要である。また、継続して参加をし、この場が安心でき相談できる場となるよう工夫も必要である。 ・子育てガイドブックを増刷し、子育て世代に子育てに関する情報を発信した。また、「にこにこだより」広報や「子育て応援情報」なども支援センターの活動を発信していった。	◎	計画通り事業を実施できた。	・子育て支援センターを利用したことがない方にとって初めて参加するのに勇気がいる。そのハードルを低くする取り組みが必要である。また、継続して参加をし、この場が安心でき相談できる場となるよう工夫も必要である。 ・子育てガイドブックを増刷し、子育て世代に子育てに関する情報を発信した。また、「にこにこだより」広報や「子育て応援情報」なども支援センターの活動を発信していった。	◎	計画通り事業を実施できた。	・子育て支援センターを利用したことがない方にとって初めて参加するのに勇気がいる。そのハードルを低くする取り組みが必要である。また、継続して参加をし、この場が安心でき相談できる場となるよう工夫も必要である。 ・子育てガイドブックを増刷し、子育て世代に子育てに関する情報を発信した。また、「にこにこだより」広報や「子育て応援情報」なども支援センターの活動を発信していった。
34	(1) 子育て支援センターの充実	子育て支援センター事業の充実	子育て支援サークルや学区の子育てサロンについては、地域性を活かし、子ども・親・支援者の温かいふれあいの場となっています。しかし、まだ参加したことがない方ほど参加の仕方がわからず機会を逃してしまうことがあるため、身近で行われている催しに機会を逃さず参加できるように、子育て支援情報のあり方を見直し、利用しやすいものにする必要があります。	子育て家庭の孤立や子育ての不安を招かないよう、子ども・親・支援者のふれあいや相談の場の充実を図ります。また、子育て支援センターと地域の子育て支援、育児グループなどの情報を提供し、社会全体による子育てのサポートに努めます。	子育て支援センター	・地域支援活動として地域子育てサロンや子育てサロンへ向かい、活動支援に努めた。 ・利用者支援事業「子育て支援コンシェルジュ」による相談事業を「子育て支援コンシェルジュ」などで知らせ、利用者が安心して身近に相談できる体制作りをおこなった。また、関係機関との連携協働体制作りを努めた。 ・子育てガイドブックを作成し、子育て世代に子育てに関する情報を発信した。また、「にこにこだより」広報や「子育て応援情報」なども支援センターの活動を発信していった。 ・市内子育て支援センター連絡会議と研修会を行い、職員の資質の向上に努めた。 ・子育てサークル代表者会議の開催	◎	計画通り事業を実施できた。	・子育て支援センターを利用したことがない方にとって初めて参加するのに勇気がいる。そのハードルを低くする取り組みが必要である。また、継続して参加をし、この場が安心でき相談できる場となるよう工夫も必要である。 ・相談を受ける内容によっては、関係機関との連携の必要性が多々ある。昨年度からの引継ぎと次年度もさらに連携がもてるようにする必要がある。 ・各学区のサロンへの利用は民生児童委員の方の積極的な呼びかけで参加者も集める会となつてきているようである。それらと支援センターがつながるよう今後も協力体制が取れるようにしていく必要がある。 ・市内子育て支援センター連絡会議と研修会を行い、職員の資質の向上に努めた。 ・子育てサークル代表者会議の開催	・子育て支援センターを利用したことがない方にとって初めて参加するのに勇気がいる。そのハードルを低くする取り組みが必要である。また、継続して参加をし、この場が安心でき相談できる場となるよう工夫も必要である。 ・子育てガイドブックを増刷し、子育て世代に子育てに関する情報を発信した。また、「にこにこだより」広報や「子育て応援情報」なども支援センターの活動を発信していった。	◎	計画通り事業を実施できた。	・子育て支援センターを利用したことがない方にとって初めて参加するのに勇気がいる。そのハードルを低くする取り組みが必要である。また、継続して参加をし、この場が安心でき相談できる場となるよう工夫も必要である。 ・子育てガイドブックを増刷し、子育て世代に子育てに関する情報を発信した。また、「にこにこだより」広報や「子育て応援情報」なども支援センターの活動を発信していった。	◎	計画通り事業を実施できた。	・子育て支援センターを利用したことがない方にとって初めて参加するのに勇気がいる。そのハードルを低くする取り組みが必要である。また、継続して参加をし、この場が安心でき相談できる場となるよう工夫も必要である。 ・子育てガイドブックを増刷し、子育て世代に子育てに関する情報を発信した。また、「にこにこだより」広報や「子育て応援情報」なども支援センターの活動を発信していった。			
35	ファミリーサポート(2)センター事業の推進	ファミリーサポートセンター事業の推進	ファミリーサポートセンター事業については、おねがい会員(依頼)に対するまかせて会員(協力)の数が少なく、特に病児・病後児保育に支障をきたしているため、まかせて会員の確保が必要です。	社会福祉協議会を通じて、乳児から小学生を対象に送迎や預かりのサービスを実施していますが、緊急時やさまざまな依頼内容により柔軟・迅速に対応できるように、まかせて会員の増加を図るとともに、病児・病後児の預かりや、ひとり親家庭等の利用支援を推進します。また、講習会の充実を図り、まかせて会員のスキル向上に取り組めます。	こども課	引き続きおねがい(依頼)会員からまかせて(提供)会員の登録移行の声掛けを行い、活動実績に繋がった。 調整の難しい援助内容について、おねがい(依頼)会員と共に検証し考えることで、家庭内で対応できる状況や体制づくりに積極的な姿勢がみられた。 交流会参加等で会員同士のつながりができたことにより、また同じ地域の会員が高まったことで互いに助け合うという気持ちが高まったケースがあった。	◎	おねがい(依頼)会員が意欲を持つことで勤務先や子どもが関わる機関の理解や協力を得ることができた。	活動できるまかせて(提供)会員が固定化され、同じ会員にサポートが集中することが多々ある。 センター開設時に設定されている「1時間以内のサポート」の他に「30分以内の送迎サポート」のくくりがあることで、まかせて(提供)会員の活動しやすさが生じている。	・まかせて会員懇談会を2回開催し、日々のサポート活動についての情報交換、また個々のケースについて会員間で連携を持つことができた。 ・運用基準の一部を改正し、まかせて会員が活動しやすい報酬体制を整えた。	◎	個々の子どもについて理解を深めたり、サポート方法について改善することができた。 ・「時間と報酬」について改正し、安全面に集中できるサポート内容になった。	・会員整理をし、おねがい会員からまかせて会員に移行のお願いをしたが、十分に成果がでなかった。	・引き続き、まかせて会員活動について理解を得られるよう、またサポート活動できる会員の増加に努める。					
36	(3) 幼保一元化事業の推進	幼保一元化事業の推進	質の高い幼児期の就学前教育と保育の総合的な提供及び待機児童の解消を図るため、地域の実情に即したこども園の整備を計画的に進める必要がある。	質の高い幼児期の就学前教育と保育の総合的な提供及び待機児童の解消を図るため、地域の実情に即してこども園の整備を計画的に進めます。また、保護者の就業状況に関係なく、子どもたちの成長に応じた活動に一貫して取り組みます。	こども課	(仮称)三上こども園施設整備について実施設計業務及び準備工事として敷地造成工事等を計画的に完了した。 また、引き続き、「野洲市三方よし人材バンク」での保育士確保の取り組みを実施し、「保育士等保育料補助事業費補助金」では7名に補助金の交付を行い、潜在保育士の掘り起こしに努めた。	◎	計画どおりに敷地造成工事等の整備を図った。 H28年度実績(50人)を上回る採用実績(82人)であったこと。	施設整備に併せ、定員の拡充を図っているものの待機児童の解消には至っていない。原因のひとつとして保育士不足が挙げられることから保育士確保に向けた一層の取り組みが必要となっている。	平成31年4月の開園に向けて(仮称)三上こども園建築工事等を計画的に取り組み。 また、引き続き、「野洲市三方よし人材バンク」での保育士確保の取り組みに併せて、「保育士等保育料補助事業費補助金」を活用し、潜在保育士の復職支援に取り組む。	平成31年4月の開園に向けて(仮称)三上こども園建築工事等を実施し、年度内に完了した。また、引き続き、「野洲市三方よし人材バンク」での保育士確保の取り組みに併せて、「保育士等保育料補助事業費補助金」を活用し、潜在保育士の復職支援に取り組んだ。	◎	野洲市子ども子育て支援事業計画の進捗状況、定員の拡充を図ったものの待機児童の解消には至っていない。原因のひとつとして保育士不足が挙げられることから保育士確保に向けた一層の取り組みが必要となっている。	三上保育園の取壊し工事を実施する。 また、引き続き、「野洲市三方よし人材バンク」での保育士確保の取り組みに併せて、「保育士等保育料補助事業費補助金」や平成31年度新規の「保育士宿舍舎賃上げ支援事業補助金」を活用し、潜在保育士の復職支援に取り組む。					
37	(4) 安全・安心ネットワークの推進	安全・安心ネットワークの推進	安全・安心ネットワークについては、犯罪や災害等から子どもたちを守る取組として、保育所(園)・幼稚園・学校や警察等では、不審者対応を含めた防犯や火災・地震などの災害訓練を実施している。今後は、防犯活動を地域に暮らし住民すべてに関わる活動として活発化することや、警察・地域・家庭などが相互に連携・協力する体制の強化が必要である。	子どもを犯罪被害から守るため、保育所(園)・幼稚園・学校や警察等の関係機関が連携し、不審者情報など子どもたちの安全に関する情報の共有化と情報発信に努めます。また、保護者、地域住民、学校、警察等や各学区で行われている子育て支援活動とも連携・協力し、防犯活動や見守り活動等を推進します。	こども課	犯罪や災害等から子どもを守るため、保育所(園)・幼稚園・学校や警察等の関係機関において定期的な実施することができた。 緊急配信メールサービスの活用や新たに弾道ミサイル飛来時の対応マニュアルを作成した。	◎	年間計画をもとに不審者対応を含めた防犯、防災訓練を各園において定期的な実施することができた。 緊急配信メールサービスの活用や新たに弾道ミサイル飛来時の対応マニュアルを作成した。	引き続き保育所(園)及び幼稚園における防犯防災指導を計画的に行い、警察署や消防署等関係機関や地域住民との連携を強化するとともに、緊急配信メールの円滑かつ有効的な活用により保護者との情報共有を強化する。	犯罪や災害等から子どもを守るため、保育所(園)・幼稚園において、不審者対応を含めた防犯や災害にかかる訓練を計画的かつ定期的に実施した。また各園とも警察署や消防署の協力を得て、防犯防災指導や避難訓練等を実施した。また各園とも警察署や消防署の協力により、防犯防災対策を充実させる。	緊急配信メールサービスを円滑かつ有効的に活用できるよう保護者の受信練習や園児の引渡し訓練との運動により、防犯防災対策を充実させる。	◎	年間計画を基に不審者対応を含めた防犯、防災訓練を各園において定期的な実施することができた。	緊急配信メールサービスを円滑かつ有効的に活用できるよう保護者との情報共有を強化する。					
38	(5) 学童保育の充実	学童保育所の運営	学童保育所について、現在、市内のすべての学区で実施されており、学童保育における待機児童は解消されています。今後は、保育の質を担い、保育料の改定等を含む制度改正の取組が必要です。	今後も保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、放課後等に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図るため、引き続き学童保育所の開設と持続ある運営を目指して制度改革に取り組めます。	こども課	保育人材バンクを活用し、指導員確保の支援を図った。 保育サービス拡充(土曜日保育)の実施に向け、野洲市子どもの家持続ある運営を考える委員会を立ち上げ、平成30年4月から実施することができた。 篠原学童では夏季保育期間中に限り分割保育を実施し、適正規模の保育に努めた。 全24学童のうち、23学童を4月から開所した。	◎	計画どおりに実施したことによる。 適正な保育を実施するために必要な措置を講じたため。	学童保育を利用希望する保護者が継続的に増加傾向にあることから、指導員確保に向けた支援が必要である。 保育サービスの拡充(土曜日保育)と経営面のバランスを必要とする必要がある。 篠原学童の利用者増加に伴う増築設計を計画的に行う。	保育人材バンクを活用し、指導員確保の支援を図る。 土曜保育サービスの安定した運営を図るとともに、学童保育事業における利用者負担額(保育料)と市税負担額とのバランスを検証する。 篠原学童の利用者増加に伴う増築設計を計画的に行う。	野洲市社会福祉協議会と連携を図り、安定した土曜保育を実施した。 篠原学童所(こどもの家)の利用者増加に伴う増築設計を行った。	◎	保育人材バンクを活用した指導員の確保を図ったものの、就労までには至らなかった。また、本年度より土曜保育を実施したことにより、利用者負担額(保育料)と市税負担額とのバランス検証を次年度に継続した。なお、篠原学童保育所(こどもの家)の増築設計は計画どおり実施できた。	篠原学童保育所(こどもの家)の増築工事については近隣の公共工事と調整のうえ、工事を進める必要がある。保護者との約束である折半ルールに基づき、利用者負担額(保育料)と市税負担額とのバランス検証を行う必要がある。 学童保育所(こどもの家)の利用者増加に伴う確保策を検討するとともに、確保策を検討のうえ、野洲市子ども子育て支援事業計画(第二期)に盛り込む。					
39	(6) 学校応援団の推進	学校応援団	学校応援団については、平成25年度からすべての学区で実施しており、今後も子どもを取り巻くさまざまな課題等に対し、家庭・学校・地域が一体となって解決に向けて取り組むことが重要である。	今後も継続して学校支援ボランティアを中心に「学校応援団」を組織し、家庭・地域等による学校支援活動の拡大と充実、また、幅広い地域コミュニティの活性化を図ります。	学校教育課	ボランティアが学校での学習活動、安全確保、環境整備等について支援することにより、多彩な授業が展開でき、体験学習の幅が広がった。また、地域ぐるみで子どもを育てる体制づくりができ、地域に開かれた学校づくりができた。	◎	この施策は、充実・定着してきているため。	特になし。	ボランティアが学校での学習活動、安全確保、環境整備等について支援することにより、多彩な授業が展開でき、体験学習の幅が広がった。また、地域ぐるみで子どもを育てる体制づくりができ、地域に開かれた学校づくりができた。	◎	この施策は、充実・定着してきているため。	特になし。	ボランティアが学校での学習活動、安全確保、環境整備等について支援することにより、多彩な授業が展開でき、体験学習の幅が広がるよう育てる体制づくりができていくようにしたりして、地域とともにある学校づくりをしていく。					

【基本目標Ⅱ 地域で安心したサービスの利用促進 ～地域生活を支える仕組みづくり～】

◆重点課題1 情報提供の充実

No.	施策内容	取組名	計画策定時		担当課	平成30年4月調査時点			平成31年4月調査時点						
			現状と課題	今後の方向性		平成29年度の具体的な取組	進捗状況 ◎○△	左記の理由	課題	平成30年度事業計画	平成30年度の具体的な取組	進捗状況 ◎○△	左記の理由	課題	平成31年度事業計画
40		市民との情報共有の推進	総合情報コーナーについては、利用できていない部署があるため、利用を促進する必要があります。また、市民への情報提供は概ねできていますが、情報公開コーナーの認知度を上げるため、配置を見直す必要があります。	制度を継続する上で、各部署に対して情報提供を促します。また、市民の情報公開コーナーの利用を広くするため、配置の改善も含めた充実及び啓発を図ります。	総務課	昨年と同様に、情報公開コーナーの現行の情報量を維持した。また、ホームページからの情報収集が困難な市民へ情報提供するため、議会関連情報や、各種計画などに関する情報を積極的に設置した。	◎	この施策は定着しているため。	限られたスペースで情報を提供するために、不要な書類は廃棄するなど、本欄の整理を行なう必要がある。また、一定の年数が経過したものについては、担当課へ返却する等ルール作りが必要。	引き続き、情報量を維持しつつ、本欄の整理を行い、新しい情報を提供できる状態を確保する。	昨年と同様に、情報公開コーナーの現行の情報量を維持した。また、ホームページからの情報収集が困難な市民へ情報提供するため、議会関連情報や、各種計画などに関する情報を積極的に設置した。	◎	この施策は定着している。	限られたスペースで情報を提供するために、不要な書類は廃棄するなど、本欄の整理を随時行う必要がある。また、一定の年数が経過したものについては、担当課へ返却する等ルール作りが必要。	引き続き、情報量を維持しつつ、本欄の整理を行い、新しい情報を提供できる状態を確保する。
41	(1) 総合情報コーナーの設置	保険者機能の充実	総合情報コーナーについては、利用を促進する必要があります。また、市民への情報提供は概ねできていますが、情報公開コーナーの認知度を上げるため、配置を見直す必要があります。	総合情報コーナーを活用した、介護保険制度の情報提供や苦情対応、相談窓口の強化等を行い、制度の効率的・総合的な運用を図り、被保険者への支援を推進します。	高齢福祉課	窓口や電話対応において、必要に応じて介護保険制度等の内容説明を行ない対応に努めた。窓口パンフレットを設置し対象者には直接パンフレットを送付し情報提供を行った。また、出前講座等においても介護保険制度の周知を図った。今年度は、特に苦情対応に対して個室にて対応するなど個人情報に配慮した。	○	情報提供や苦情対応に努め、制度についても周知を図ることができた。	介護保険制度については、毎年制度が頻りに改正になるため、市民や事業所に理解が十分に図れていない場合がある。	今年度は、3か年の介護保険事業計画の初年度でもあり、制度改正や介護保険料が変更になることから、情報提供に努め、被保険者への支援を推進する。	介護保険ニュース「りふれっしゅ」や、負担割合の変更についてのパンフレットを郵送することで、総合事業対象者や介護保険要支援・要介護認定を受けている高齢者及び介護者に対し情報提供を行なった。	○	情報提供に努め、制度についても周知を図ることができた。	介護保険制度については、毎年制度が改定されるため、市民や事業所に理解が十分に図れていない場合がある。	介護保険ニュース「りふれっしゅ」を始め、わかりやすいパンフレット等を活用しながら制度の周知に努める。
42					地域包括支援センター	・地域包括支援センター窓口パンフレット等を設置し、制度等の情報提供に努めた。市ホームページ等を活用し認知症の相談窓口の周知を図った	○	情報提供をする事ができた	市のホームページ等提供している情報更新がタイムリーにできていない	タイムリーに情報更新を行い、提供する情報の充実にも努める。	・地域包括支援センター窓口パンフレット等を設置し、制度等の情報提供に努めた。市ホームページ等を活用し、介護予防事業の案内や認知症の相談窓口の周知を図った	○	情報提供をする事ができた	市のホームページ等提供している情報更新がタイムリーにできていないことがある	タイムリーに情報更新を行い、提供する情報の充実にも努める。

◆重点課題2 相談体制の充実

No.	施策内容	取組名	計画策定時		担当課	平成30年4月調査時点			平成31年4月調査時点						
			現状と課題	今後の方向性		平成29年度の具体的な取組	進捗状況 ◎○△	左記の理由	課題	平成30年度事業計画	平成30年度の具体的な取組	進捗状況 ◎○△	左記の理由	課題	平成31年度事業計画
43	(1) 高齢者の総合相談窓口の設置	地域支援事業	高齢者の総合相談窓口については、総合相談センターや高齢福祉課や地域包括支援センターで相談を受けていますが、高齢者の身近な地域や場所において相談できる体制がないため、相談体制の整備が急務となっています。	生活圏ごとの地域包括支援センター活動の推進や介護保険サービス事業所等における積極的な相談の受け入れにより、総合的な相談支援を行う地域包括ケア体制づくり(地域ぐるみの相談支援体制づくり)を推進します。	高齢福祉課 地域包括支援センター	今年度は、総合事業が新たに地域支援事業として開始し、事業所や市民へ周知について、地域包括支援センターとともに、事業の推進に努めた。	○	地域包括支援センター関係機関と連携し、事業の推進を図った。	高齢化率は毎月増加しており、今後、ますます介護保険の申請、相談等の増加が予想され、相談体制の充実を図る必要がある。	総合的に専門的な相談支援を行う地域包括ケア体制づくり(地域ぐるみの相談支援体制づくり)を実施する。	相談内容に応じて、どのような支援が必要かを把握し、適切なサービスが利用できるよう関係機関とも連携しながら支援した。	○	関係機関と連携できた。	制度の狭間にある人の横断的・多面的な支援	個々の相談内容に応じた適切なサービス利用ができるよう関係機関と連携しながら支援する。
44					地域包括支援センター	・日常生活圏の担当者が、支援を必要とする人のところへ出向いて相談を受けることを基本に相談に応じた。地域包括支援センター窓口パンフレット等の設置や、居宅介護支援事業所連絡会議等で制度等の情報提供に努めた。	○	相談支援の必要の方に圏域担当者が対応した。	相談内容が複雑で多様化している。	引き続き現在の体制で高齢者やその家族の相談に応じる。	・日常生活圏の担当者が、支援を必要とする人のところへ出向いて相談を受けることを基本に相談に応じた。地域包括支援センター窓口パンフレット等を設置し、居宅介護支援事業所連絡会議等で制度等の情報提供に努めた。	○	相談支援の必要の方に圏域担当者が対応した。	相談内容が複雑で多様化している。	引き続き現在の体制で高齢者やその家族の相談に応じる。
45					地域生活支援室	・関係機関と担当相談窓口間で可能な限り情報を共有し、ネットワークの強化を図り、相談支援の充実を図った。 ・セルフプラン解消に向け、委託相談支援事業所との協議を行った。 ・市内指定特定相談支援事業所等よりよい相談支援サービスを提供するために、相談支援従事者研修・情報交換会(年4回)を実施した。	○	セルフプランのケースの指定特定相談支援事業所への移行が十分に進まなかった。	精神障がい者のセルフプランの解消には、指定特定相談支援事業所の相談支援従事者の増員、対応等のスキルアップが必要である。	これまでの取組に加え、指定特定相談支援事業所間の連携の強化、課題の共有を進め、研修等により相談支援従事者のスキルアップを図る。	障害者(児)の自立した生活を支え、障害者(児)の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かい支援をするため、相談支援従事者のスキルアップを図るため、相談支援従事者研修・情報交換会を年4回実施した。	○	カウンセラーをはじめ、対人援助職者の研修として有効であることから、内容や手法を見直しつつ、継続していく必要がある。	PCAGIP法による研修は、2年間通じて実施してきたところであることから、参考としながら、市内指定特定相談支援事業所間のネットワークの強化を進める。	引き続き、指定特定相談支援事業所間の連携強化と課題の共有を図るために、他市の取り組み等を参考にしながら、市内指定特定相談支援事業所間のネットワークの強化を進める。
46	(2) 障がい者の相談窓口のネットワーク化	障がい者相談支援事業	障がいのある人の相談窓口については、「身体・知的・精神・発達障がい」など、障がい種別に応じた複数の専門的窓口が配置されている一方、市民にとって「わかりにくさ」を伴っています。制度が複雑化・専門化する今日、相談窓口の安易な一元化は、かえって市民サービスの後退につながりかねないことから、正確な情報の提供ときめ細かな相談支援を実現するためには、相談窓口のネットワーク化が必要です。	地域で暮らす障がいのある人のニーズに、可能な限り応えられる相談支援を進めます。また、障がい種別に応じた専門的窓口があります。複雑で多岐にわたる課題を持つ相談者については、各機関が情報の共有に努め、連携して問題の解決に努めます。	発達支援センター	・相談支援事業として、乳幼児から成人期までの発達に支援を必要とする人や家族・支援者を対象に、来所・電話・訪問・巡回(保健センター・園・学校・福祉サービス事業所等)により、本人・家族・支援者への相談支援を行った。 ・関係部署・機関と連携し、情報共有と役割分担しながら、相談ニーズに対応した。 ・センター内に設置した野洲市児童相談支援事業所(指定障害児相談支援事業所)において障害児計画相談事業を実施した。 ・成人期相談支援で行った現状分析結果をもとに、家庭基盤の弱さがあるケースについては保護者だけでなく本人との面談・支援を積極的に行うようにしました。また、不登校は発達障がいの二次障がいのサインとらえる視点が必要であることが明らかになりました。	○	計画どおりに事業実施し、相談ニーズに対応した。	・引き続き、相談者のニーズに対応するため、関係部署・機関と情報共有し、連携しながら相談支援を行う。 ・引き続き学齢期の新たな発達支援システムについて、関係部署と協議、検討を進める。 ・成人期の相談者に対しては、就労支援機関等の関係部署・機関と連携しながら、相談支援を実施する。	・相談支援事業として、乳幼児から成人期までの発達に支援を必要とする人や家族・支援者を対象に、来所・電話・訪問・巡回(保健センター・園・学校・福祉サービス事業所等)により、本人・家族・支援者への相談支援を行った。 ・関係部署・機関と連携し、情報共有と役割分担しながら、相談ニーズに対応した。 ・センター内に設置した野洲市児童相談支援事業所(指定障害児相談支援事業所)において障害児計画相談事業を実施した。 ・学齢期については、市内各学校からの相談依頼のコーディネートを試行的に学校教育課業務の職員がおこない、学校現場と相談を繋いだ。その結果、学齢期の相談が増加した。	○	概ね計画どおりに事業実施し、相談ニーズに対応した。	・引き続き、相談者のニーズに対応するため、関係部署・機関と情報共有し、連携しながら相談支援を行う。 ・学齢期相談支援の現状分析を行い、今後ではLD(限局性学習症)への対応が必要であることが明らかとなった。	・計画的な巡回発達相談の実施と具体的な支援情報の提供を園や学校に実施する。 ・成人期の相談者に対しては、就労支援機関等の関係部署・機関と連携しながら、相談支援を実施する。	
47					健康推進課	・精神障がいのある人の相談窓口として電話や来所による相談に対応した。関係部署や関係機関と連携して、情報共有と役割分担しながら相談支援を行った。 ・精神障害者保健福祉手帳や自立支援医療(精神通院医療)の申請受付は、健康推進課の他に障がい者自立支援課地域生活支援室でも受け、書類や情報が共有できる体制で実施し、市民の利便性を図った。	○	計画どおりに事業実施し、相談ニーズに対応した。	特に重複障がいのある相談者の場合、複雑で多岐にわたる課題のある場合が多く、各機関が情報の共有に努め、連携して問題の解決に努める必要がある。	・引き続き、相談者のニーズに対応するため、関係部署・機関と情報共有し、連携しながら相談支援を行う。	・精神障がいのある人の相談窓口として電話や来所や訪問による相談に対応した。関係部署や関係機関と連携して、情報共有と役割分担しながら相談支援を行った。 ・精神障害者保健福祉手帳や自立支援医療(精神通院医療)の申請受付は、健康推進課の他に障がい者自立支援課地域生活支援室でも受け、書類や情報が共有できる体制で実施し、市民の利便性を図った。	○	計画どおりに事業実施し、相談ニーズに対応した。	特に重複障がいのある相談者の場合、複雑で多岐にわたる課題のある場合が多く、各機関が情報の共有に努め、連携して問題の解決に努める必要がある。	・引き続き、相談者のニーズに対応するため、関係部署・機関と情報共有し、連携しながら相談支援を行う。

48		市民相談総合推進委員会	相談窓口のネットワーク化については、情報の共有化が重要になりますが、相談事案の支援や解決以外の個人情報利用がないよう、慎重な取扱いが必要です。また、相談内容に応じた問題解決のためのネットワーク形成や、具体的な対策・支援を検討する必要があります。	充実した実施体制の構築や継続的な実施体制をさらに整えていきます。また、市民に対して市の福祉施策を広め、気軽に市役所へ相談できるよう、啓発等の充実に取り組みます。	市民生活相談課	<ul style="list-style-type: none"> ・7月21日野洲市市民生活総合支援推進委員会を開催し25課30人の職員が参加。同日、滋賀県立精神保健福祉センター所長を講師に迎え「自殺防止対策の現状と課題」をテーマに委員会研修を行い32人の職員が参加し、自殺防止対策に関する必要な情報や知識の共有化を図った。 ・1月16日、18日自殺防止対策連絡部会研修会において、弁護士を講師に迎え「自治体における自殺防止対策の役割について」をテーマに職員研修を実施した。(参加者:4回98人) 	◎	職員研修を行ったことで、必要な情報や知識の共有化が図れ、問題の解決につながるとともに、効果的な仕組みづくりに繋がった。	庁内のネットワークを充実させるために、職員の知識と資質の向上につながるような効果的な研修内容を行なえるよう、生活困窮等支援対策、自殺防止対策、人権対策の各連絡部会及び人事課と協議をし検討する必要がある。また、各課の職員が研修に参加しやすい日程調整を行うなど、研修会の参加者を増やしていく。	<ul style="list-style-type: none"> ・5月22日に野洲市市民生活総合支援推進委員会を開催。委員会研修として、野洲市個人情報保護条例の施行規則の運用等について研修を行う。 ・相談窓口の充実に向けた体制整備、知識の取得、職員の連携強化・スキルアップ等に努めていくよう、委員会研修を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・5月22日野洲市市民生活総合支援推進委員会を開催し3部会から取組報告を行った。委員会後に総務課職員を講師に「野洲市個人情報保護条例の施行規則の運用等」をテーマに委員会研修を実施した(29課32人の職員が参加)。 ・生活困窮者支援対策連絡部会に「高齢者等の生活安心サポート仕組みづくり検討会」を設置し全5回開催した。その研修会において構成員の研修を実施し仕組みの検討を行なった。 ・自殺防止対策連絡部会に「自殺対策計画策定関係会議」を設置し3回開催し「野洲市自殺対策計画」を予定通り策定した。 	◎	予定通り実施し、事業を策定できた。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成32年度からの職員研修については、国からの補助金がなくなることから人事課の職員研修として位置づけて実施することも検討が必要。 ・生活困窮者支援対策連絡部会に設置した「高齢者等の生活安心サポート仕組みづくり検討会」の報告書に基づき関係課等と協力して事業を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者支援対策連絡部会、自殺防止対策連絡部会、人権対策連絡部会の3部会を設け、問題の解決のためのネットワーク形成や啓発活動、メンバーの知識習得、相談対応・支援策等の技術向上のため職員研修を実施する等、体制の強化に努める。 ・31年度までの取組の評価を行うことで、32年度以降の職員研修内容を検討し、それに基づいて研修の在り方を再構築する。
49	(3) 相談窓口のネットワーク化	健康相談(母子保健・精神保健福祉)	健康相談における窓口のネットワーク化については、虐待予防のための相談員や関係各機関との連携、精神疾患の患者に対する相談体制をさらに充実させる必要があります。また、相談者が抱える健康課題には、障がい者自立支援や介護・虐待などが複雑に絡み合っているため、関係部署間の調整と連携が必要です。	妊娠から育児までの一貫した子育て支援や、障がい者に対する自立支援協議会での情報共有など、相談支援体制の充実を図ります。また、複雑で多岐にわたる課題を持つ相談者に対しては、 市民相談総合推進委員会 ・ 市民生活総合支援推進委員会 で情報を共有し、課題の抽出や相談支援体制の充実に努めます。	健康推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳発行時に保健師、助産師が全数面接し、必要なものに対しては、支援計画を立て、関係機関と連携し、支援につなげられた。(H30.2.1現在、支援計画人数 95人) ・また、虐待の恐れがある事例は、家庭児童相談室と随時連携し支援できた。また、定例会議(月1回約15事例の検討)で、ハイリスク妊産婦や育児不安が強く虐待に繋がる事例は、家庭訪問等を同伴で実施し、情報共有と関係機関との連携により、予防的支援に努めた。 ・市民生活総合支援推進委員会の「自殺防止対策連絡部会」主管課として、「自殺の実態や予防対策について委員への啓発」を行った。そして、必要時、市民生活相談課と同席での面談や同伴訪問を行い、課題解決に結び付けている。 ・精神保健福祉事業においては、複雑に絡み合っている課題を解決するため、障がい者自立支援課をはじめとする関係部署間の情報共有と連携による相談支援を行った。 	○	母子保健事業における関係機関との連携は定着してきている。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成32年度末まで子育て世代包括支援センターの整備に向けて、相談窓口等周知を徹底していく。また、ハイリスク妊産婦支援を家庭児童相談室や子育て支援センター、医療機関、その他関係機関と連携して継続的に取り組む。 	それぞれの相談内容も複雑で多様化しており、専門的な支援が必要になるため、平成30年度も関係部署間で調整と連携をしながら推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳発行時に保健師、助産師が全数面接し、必要については支援計画を立て、関係機関と連携し、支援につなげられた。(H31.2.1現在、支援計画人数 75人) ・また、虐待の恐れがある事例は、家庭児童相談室と随時連携し支援できた。また、定例会議(月1回約15事例の検討)で、ハイリスク妊産婦や育児不安が強く虐待に繋がる事例は、家庭訪問等を同伴で実施し、情報共有と関係機関との連携により、予防的支援に努めた。 ・平成31年3月に「いのちを支える野洲市自殺対策計画」を策定し、基本施策・重点施策・生きる支援関連施策として、各施策をまとめた。 ・複雑で多様な相談に対しては、市民生活相談課と同席での面談や同伴訪問を行い、課題解決に結び付けている。 ・精神保健福祉事業においては、複雑に絡み合っている課題を解決するため、障がい者自立支援課をはじめとする関係部署間の情報共有と連携による相談支援を行った。 	○	母子保健事業における関係機関との連携は定着してきている。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成32年度末まで子育て世代包括支援センターの整備に向けて、相談窓口等周知を徹底していく。また、ハイリスク妊産婦支援を家庭児童相談室や子育て支援センター、医療機関、その他関係機関と連携強化し、継続的に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世代包括支援センターとしての妊娠前から子育て期にかけて切れ目なく支援する機関として、母子健康手帳発行時の専門職によるアンケートや面談を広報・ホームページ等で広く周知する。また、ハイリスク妊産婦を早期に把握し、相談につなげ継続的に支援関係機関と連携強化する取り組みを進める。 ・「いのちを支える野洲市自殺対策計画」に基づき、自殺対策を総合的かつ計画的に推進する。
50	(4) 関係職員の能力向上	市民生活総合支援推進委員会 市民相談総合推進委員会	関係職員の能力向上については、市民相談総合推進委員会の開催や困難事例等の検討会、研修会等を計画と併せて開催することができています。今後は、相談内容に関する知識習得や、相談対応のスキル、問題解決のための能力向上を目的とする研修を充実させ、また、職員の異動ごとに繰り返し行います。	複雑多岐にわたる相談事案に対応できるよう、所管課での個別課題に関する研修並びに共通課題における集合等での研修等により、職員の問題解決のための能力向上を図ります。	市民生活相談課	<ul style="list-style-type: none"> ・7月21日野洲市市民生活総合支援推進委員会を開催し25課30人の職員が参加。同日、滋賀県立精神保健福祉センター所長を講師に迎え「自殺防止対策の現状と課題」をテーマに委員会研修を行い32人の職員が参加し、自殺防止対策に関する必要な情報や知識の共有化を図った。 ・1月16日、18日自殺防止対策連絡部会研修会において、弁護士を講師に迎え「自治体における自殺防止対策の役割について」をテーマに職員研修を実施した。(参加者:4回98人) 	◎	職員研修を行ったことで、必要な情報や知識の共有化が図れ、問題の解決につながるとともに、効果的な仕組みづくりに繋がった。	庁内のネットワークを充実させるために、職員の知識と資質の向上につながるような効果的な研修内容を行なえるよう、生活困窮等支援対策、自殺防止対策、人権対策の各連絡部会及び人事課と協議をし検討する必要がある。また、各課の職員が研修に参加しやすい日程調整を行うなど、研修会の参加者を増やしていく。	<ul style="list-style-type: none"> ・5月22日に野洲市市民生活総合支援推進委員会を開催。委員会研修として、野洲市個人情報保護条例の施行規則の運用等について研修を行う。 ・相談窓口の充実に向けた体制整備、知識の取得、職員の連携強化・スキルアップ等に努めていくよう、委員会研修を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・5月22日野洲市市民生活総合支援推進委員会を開催し3部会から取組報告を行った。委員会後に総務課職員を講師に「野洲市個人情報保護条例の施行規則の運用等」をテーマに委員会研修を実施した(29課32人の職員が参加)。 ・生活困窮者支援対策連絡部会に「高齢者等の生活安心サポート仕組みづくり検討会」を設置し全5回開催した。その研修会において構成員の研修を実施し仕組みの検討を行なった。 ・自殺防止対策連絡部会に「自殺対策計画策定関係会議」を設置し3回開催し「野洲市自殺対策計画」を予定通り策定した。 	◎	予定通り実施し、事業を策定できた。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成32年度からの職員研修については、国からの補助金がなくなることから人事課の職員研修として位置づけて実施することも検討が必要。 ・生活困窮者支援対策連絡部会に設置した「高齢者等の生活安心サポート仕組みづくり検討会」の報告書に基づき関係課等と協力して事業を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者支援対策連絡部会、自殺防止対策連絡部会、人権対策連絡部会の3部会を設け、問題の解決のためのネットワーク形成や啓発活動、メンバーの知識習得、相談対応・支援策等の技術向上のため職員研修を実施する等、体制の強化に努める。 ・31年度までの取組の評価を行うことで、32年度以降の職員研修内容を検討し、それに基づいて研修の在り方を再構築する。

◆重点課題3 利用者の権利擁護

No.	施策内容	取組名	計画策定時		担当課	平成30年4月調査時点			平成31年4月調査時点							
			現状と課題	今後の方向性		平成29年度の具体的な取組	進捗状況 ◎○△	左記の理由	課題	平成30年度事業計画	平成30年度の具体的な取組	進捗状況 ◎○△	左記の理由	課題	平成31年度事業計画	
51	(1) 地域福祉権利擁護事業・成年後見制度の利用促進	地域支援事業 権利擁護事業	高齢者における成年後見制度については、認知症高齢者等の増加のため、成年後見制度利用者が増加し、市長申立の件数も多くなっています。また、それを受ける成年後見人も少なく、後見人の質の確保も必要となっています。	認知症等により判断能力が不十分な高齢者に対して、権利擁護事業や成年後見制度の適切な支援を推進しながら、地域包括支援センターと関係機関との連携を図ります。	高齢福祉課	判断能力が不十分で、日常生活に支障が出ている高齢者やその支援者に対し、成年後見センターと協力した出張相談会やなんでも相談会の開催など、相談支援に努めた。また、成年後見人等が必要であるにもかかわらず申立てる親族がいない場合に、市長申立てを行ったり、成年後見人等に係る報酬が支払えない低所得者に対し、報酬助成を行った。	○	地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の利用が必要な人に対し、必要な支援へつなげることができた。	成年後見制度の利用を必要とする高齢者が年々増加しており、報酬助成費や相談・申立支援の委託料が増加傾向にある。	関係課や関係機関と連携を図りながら、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度利用促進に向け、引き続き相談・申立支援や啓発活動を実施する。	判断能力が不十分で、日常生活に支障が出ている高齢者やその支援者に対し、成年後見センターと協力した出張相談会やなんでも相談会の開催など、相談支援に努めた。また、成年後見人等が必要であるにもかかわらず申立てる親族がいない場合に、市長申立てを行ったり、成年後見人等に係る報酬が支払えない低所得者に対し、報酬助成を行った。	○	地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の利用が必要な人に対し、必要な支援へつなげることができた。	成年後見制度の利用を必要とする高齢者が年々増加しており、報酬助成費や相談・申立支援の委託料が増加傾向にある。	関係課や関係機関と連携を図りながら、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度利用促進に向け、引き続き相談・申立支援や啓発活動を実施する。また、成年後見制度利用促進の計画策定に向け取組みを開始する。	
52		地域福祉権利擁護事業・成年後見制度の利用促進	成年後見制度等利用支援事業 成年後見相談支援委託事業 権利擁護事業	障がい者における成年後見制度については、市長申立件数は少ないものの、本人・家族による申立及び利用はあります。そのため、市長申立や利用が困難となった場合の成年後見人報酬費用の助成が必要です。	障がいのある人の制度利用の需要に対応するため、引き続き事業を継続します。また、成年後見制度の利用については、市の窓口だけでなく、NPO法人へ相談事業を委託し、親族による成年後見申立へのサポートも実施します。	地域包括支援センター	総合相談において権利擁護に関する相談を受けた。虐待の相談や対応も高齢福祉課と連携して行った。介護サービス事業所への啓発出前講座も実施した。	○	常に権利擁護の視点で相談を受け、必要な人には成年後見制度の利用などにつなげた。出前講座も実施できた。	高齢者虐待に関する勉強会や出前講座への参加者数が少なく、意識を高めていくことが必要。	積極的に出前講座や勉強会への出席を勧める。	総合相談において権利擁護に関する相談を受けた。虐待の相談や対応も高齢福祉課と連携して行った。介護サービス事業所への啓発出前講座も実施した。	○	常に権利擁護の視点で相談を受け、必要な人には成年後見制度の利用などにつなげた。出前講座も実施できた。	高齢者虐待に関する勉強会や出前講座への参加者数が少なく、意識を高めていくことが必要。	積極的に出前講座や勉強会への出席を勧める。
53		地域福祉権利擁護事業	生活困窮者支援については、現在、野洲市生活困窮者自立促進支援モデル事業などにより支援を行っています。今後も増加が予想される生活困窮者に対して継続して事業を実施する必要があります。	引き続き、福祉サービスの利用手続きの援助や代行、日常的な金銭管理などを行い、判断能力が十分でない人々が地域で安心した生活を送れるよう、社会福祉協議会の取組への支援を行います。	地域生活支援室	成年後見センターによる、年3回の出張相談会となんでも相談会の開催周知により、本人及び家族等からの相談機会の確保に努めた。	○	湖南4市輪番により、市内で開催されたなんでも相談会での相談者が増加した。	後見人等報酬助成の適否、助成額等の基準を設けるなど、審査会運営の普遍化への取組と後見人等報酬助成案件の増加への対応が必要である。	・法人へ相談支援事業を委託し、相談段階から申立まで、本人および親族による成年後見申立のサポートを実施する。 ・権利擁護事業および成年後見制度の利用を促進するため、相談会等の実施や啓発活動を実施する。	「NPO法人成年後見センターもだま」による、年3回の出張相談会となんでも相談会の開催周知により、本人及び家族等からの相談機会の確保に努めた。	○	湖南4市輪番により、市内で開催されたなんでも相談会を開催し、市職員も助言者として対応した。	後見人等報酬助成にかかる助成額等の基準を設けるなど、審査会運営の普遍化への取組が必要である。また、後見人等報酬助成案件の増加傾向にありその対応が課題である。	・NPO法人成年後見センターもだまへ相談支援事業を委託し、相談段階から申立まで、本人および親族による成年後見申立のサポートを実施する。 ・権利擁護事業および成年後見制度の利用を促進するため、引き続き相談会等の実施や啓発活動を実施する。	
54		地域福祉権利擁護事業	生活困窮者支援については、現在、野洲市生活困窮者自立促進支援モデル事業などにより支援を行っています。今後も増加が予想される生活困窮者に対して継続して事業を実施する必要があります。	引き続き、福祉サービスの利用手続きの援助や代行、日常的な金銭管理などを行い、判断能力が十分でない人々が地域で安心した生活を送れるよう、社会福祉協議会の取組への支援を行います。	市民生活相談課 (社会福祉協議会)	生活困窮者支援の家計相談支援事業において、金銭管理サービス(権利擁護事業)が必要な相談者10人をつなぐなど、社会福祉協議会と密な連携に努めた。	○	権利擁護事業が必要な人を見出しサービスにつなげるため個人情報を共有する仕組みが上手く機能した。	権利擁護事業が必要な対象者がサービスを拒否する場合、必要な支援につながらない課題がある。理解を得るための支援の在り方を検討する必要がある。	家計相談支援事業において、必要な対象者には、権利擁護事業等の福祉サービスを情報提供し生活支援を実施する。	生活困窮者支援の家計相談支援事業において、必要な相談者4人をつなぐなど、社会福祉協議会と密な連携に努めた。	○	権利擁護事業が必要な人を見出しサービスにつなげるため個人情報を共有する仕組みが上手く機能した。	権利擁護事業が必要な対象者がサービスを拒否する場合、必要な支援につながらない課題がある。理解を得るための支援の在り方を検討する必要がある。	家計改善支援事業において、必要な対象者には、権利擁護事業等の福祉サービスを情報提供し生活支援を実施する。	
55		(2) 虐待防止ネットワークの強化	野洲市障がい者虐待防止連絡協議会	障がい者の虐待防止ネットワークについては、平成24年10月に障がい者虐待の未然防止や早期発見、早期対応のためのネットワーク構築を目的に野洲市障がい者虐待防止連絡協議会を設置し、関係機関のネットワークの構築や虐待発生時の対応マニュアルの作成等に取り組むなど、今後も虐待の防止に向けた活動が必要です。	協議会の構成機関の代表者、担当職員及び学識経験者で障がい者への虐待防止のための会議を定期的に開催していきます。また、協議会の中で、障がい者虐待防止のネットワークの強化や事例対応についての検討を図ります。	地域生活支援室	・障がい者虐待防止連絡協議会の年間の会議を、代表者会議1回、実務者会議2回に整理する一方で、学識経験者の助言を得ながら、障がい者の虐待防止のための課題を検討し、構成機関のネットワークの強化、各機関の取組の推進を図った。 ・広報による障がい者虐待防止センターへの相談、通報必要を周知した。また、市内量販店の店頭や人権YASU2018での啓発物品の配布、野洲市障がい者自立支援協議会と野洲市障がい者虐待防止連絡協議会の共催で、障がい者理解促進研修・啓発事業(虐待防止支援)講演会で啓発活動を実施した。	○	障がい者虐待防止連絡協議会の会議において、構成機関の各構成機関が役割を認識し、意見を出し合う内容について検証し、取組を見直す必要があった。	障がい者虐待防止連絡協議会の各構成機関が役割を認識し、意見を出し合う内容について検証し、取組を見直す必要がある。	・学識経験者の意見を交えて、障がい者虐待防止連絡協議会の代表者会議、実務者会議を定期的に開催し、障がい者虐待防止に係る市内事業所での相談事例や虐待防止センターの相談事例から虐待の再発防止に向けた各機関の役割やネットワークなどについて協議をしていく。 ・市民および関係機関に向けた虐待防止に関する広報を行い、障がい者虐待防止センターを周知する街頭啓発や障がい者理解や支援が得るための啓発講演会等を実施する。	・障がい者虐待防止連絡協議会の代表者会議を1回、実務者会議を2回開催した。 ・実務者会議においては、学識経験者の助言を得ながら、虐待事例の対応検証を行うことで、虐待防止にかかる課題を検討しつつ、構成機関のネットワークの強化、各機関の取り組み推進を図った。 ・12月の障害者週間に併せて、市広報紙において、障がい者への理解促進と虐待防止の啓発に努めた外、市内大型店舗において、街頭啓発を実施した。 また、2月市内の店舗で開催された「人権YASU2019」において、啓発事業を展開したほか、30年度は新たに、身体障害者相談員と知的障害者相談員による相談コーナーを設けることで、虐待事例の掘り起こしを図った。	○	虐待事例の検証では、時間の関係もあり、活発な意見交換とはならなかった。	障がい者虐待ケースについても増加傾向にある。また、虐待者である養護者自身が生き辛さを抱えていることも多く、それら課題に対して、協議会のなかで議論には至らなかった。	引き続き、学識経験者の意見を交えて、協議会を定期的に開催していく。 その中で、市障がい者虐待防止センターからの事例報告だけでなく、各事業所での取組事例を発表し、各事業所での取組事例を発表し、虐待者である養護者自身が生き辛さを抱えていることも多く、それら課題に対して、協議会のなかで議論には至らなかった。 ・これまで同様に、市民および関係機関に向けた虐待防止に関する広報を行い、障がい者虐待防止センターを周知する街頭啓発や障がい者理解や支援が得るための啓発講演会等を実施するが、当事者(障がい者)にも参加いただけるよう検討をしていく。

【 基本目標Ⅲ 地域で安心したサービスの利用促進 ～地域生活を支える仕組みづくり～ 】

◆重点課題1 保健・医療・福祉の連携

No.	施策内容	取組名	計画策定時		担当課	平成30年4月調査時点			平成31年4月調査時点						
			現状と課題	今後の方向性		平成29年度の具体的な取組	進捗状況 ◎○△ 左記の理由	課題	平成30年度事業計画	平成30年度の具体的な取組	進捗状況 ◎○△ 左記の理由	課題	平成31年度事業計画		
56	保健・医療・福祉ネットワークの強化	野洲市地域医療あり方検討会	保健・医療・福祉ネットワークの強化について、「野洲市地域医療あり方検討会」において、行政、医療機関、介護保険事業所等が、在宅ケア部会や訪問看護部会等を開催し、初期救急や周産期や在宅療養支援等の課題解決について協議しています。また、在宅療養手帳の運用や周産期の情報紙発行等により、切れ目のない一貫したサービスの提供を図っています。在宅療養を支えるサービスや関係機関の連携は十分とは言えず、重度の認知症高齢者や貧困・虐待・障がい等の複合的な問題を抱える妊産婦の支援には、関係機関が情報共有・検討を行い、連携と役割分担等の体制づくりを進める必要があります。	医療機関や薬局、介護保険・障害福祉サービス事業所や行政などによる「野洲市地域医療あり方検討会」において、初期救急や周産期、在宅療養支援等の課題解決について協議します。また、関係者間で情報を共有し、ネットワークの強化を図ります。	健康推進課	・生活習慣病部会：年2回(12/14, 3/15)。市の生活習慣病の現状と課題について、糖尿病重症化予防、COPD検診、がん検診などをテーマに関係機関と情報交換・情報共有を行った。 ・母子保健部会：年2回(10/6, 2/26)開催。市の妊娠出産包括支援事業の現状と課題について関係機関と情報交換・情報共有を行った。	○	関係機関が情報共有・検討を行い、連携と役割分担等の体制づくりを協議できた。	今後も関係機関が情報共有・検討を行い、連携と役割分担等の体制づくりを進める必要がある。	今後も、関係者の顔の見える関係づくりをすすめ、医療、福祉、保健等の関係機関と連携した体制づくりの充実を図る。	・生活習慣病部会：年2回(10/25, 2/28)。市の生活習慣病の課題に対する解決に向けて、糖尿病重症化予防事業、がん検診事業において利用者拡大にむけより連携がすすむ取り組み方法を検討した。 ・母子保健部会：年2回(10/15, 3/4)開催。市の妊娠出産包括支援事業の現状と課題について、妊婦の食育についてなどをテーマに関係機関と情報交換・情報共有を行った。	○	生活習慣病部会：関係機関が、連携をすすめる体制づくりを協議できた。 母子保健部会：関係機関と情報共有・野洲市妊産婦支援の課題を検討し、次年度に向けた取り組みを確認するための体制整備を推める必要がある。	生活習慣病部会：協議した取り組みを実施し評価の上で体制を整備していく必要がある。 母子保健部会：今後、妊産婦支援のサービスの充実に向けた情報共有を継続する。また、精神科医療機関との連携を進めるための体制整備を推める必要がある。	生活習慣病部会：事業利用者拡大に向けて、関係機関における連携の取り組みを推進する。 母子保健部会：引き続き、関係者の顔の見える関係づくりをすすめ、医療、福祉、保健等の関係機関と連携した体制づくりの充実を図る。
57	保健・医療・福祉ネットワークの強化	野洲市地域医療あり方検討会	在宅療養を支えるサービスや関係機関の連携は十分とは言えず、重度の認知症高齢者や貧困・虐待・障がい等の複合的な問題を抱える妊産婦の支援には、関係機関が情報共有・検討を行い、連携と役割分担等の体制づくりを進める必要があります。	在宅療養を支えるサービスや関係機関の連携は十分とは言えず、重度の認知症高齢者や貧困・虐待・障がい等の複合的な問題を抱える妊産婦の支援には、関係機関が情報共有・検討を行い、連携と役割分担等の体制づくりを進める必要がある。	地域包括支援センター	・在宅ケア部会：年2回開催。医療介護連携のための在宅療養手帳について関係機関へアンケートを行い、見直しの検討を実施した。多職種連携交流会等を通して医師、歯科医師、介護支援専門員、介護保険事業所等の関係づくりを進めた。 ・訪問看護部会(24時間訪問看護・介護検討会)：年3回開催。訪問看護ステーションと訪問介護事業所による在宅看取りの事例検討および情報交換を実施した。	○	訪問看護ステーション、訪問介護事業所間の情報共有を進める機会となった。	引き続き在宅での看取りに関することも在宅医療・介護・看護の多職種での検討が必要。	在宅ケア部会では、認知症施策、在宅医療と介護連携に関する多職種の研修会等の取り組みを推進する。24時間訪問看護・介護検討会は、引き続き事例検討を中心に、在宅での看取りにつながる取り組みを進める。	・在宅ケア部会：年2回開催。医療介護連携のための在宅療養手帳について関係機関へアンケートを行い、見直しの検討を実施した。多職種連携交流会等を通して医師、歯科医師、介護支援専門員、介護保険事業所等の関係づくりを進めた。 ・訪問看護部会(24時間訪問看護・介護検討会)：年3回開催。訪問看護ステーションと訪問介護事業所による在宅看取りの事例検討および情報交換を実施した。	○	訪問看護ステーション、訪問介護事業所間の情報共有を進める機会となった。	引き続き在宅での看取りに関することも在宅医療・介護・看護の多職種での検討が必要。訪問看護部会のあり方について検討が必要。	在宅ケア部会では、認知症施策、在宅医療と介護連携に関する多職種の研修会等の取り組みを推進する。24時間訪問看護・介護検討会は、引き続き事例検討を中心に、在宅での看取りにつながる取り組みを進める。

◆重点課題2 市民・自治会・事業者・行政の連携・推進

No.	施策内容	取組名	計画策定時		担当課	平成30年4月調査時点			平成31年4月調査時点						
			現状と課題	今後の方向性		平成29年度の具体的な取組	進捗状況 ◎○△ 左記の理由	課題	平成30年度事業計画	平成30年度の具体的な取組	進捗状況 ◎○△ 左記の理由	課題	平成31年度事業計画		
58	市民・自治会・事業者・行政のネットワークづくり	市民活動団体への支援	市民・自治会・事業者・行政のネットワークづくりについて、活動する市民団体の資質により取組には差がありますが、それぞれの団体のできる範囲で活動しています。しかし、市に運営を頼っている団体もあるため、自立する団体へと支援することが必要です。また、参加者の力量によって団体の継続性が大きく左右されるため、継続に対する支援も必要になります。さらに、自治会に対しても、今後も継続した行政のサポートが必要です。	行政における福祉施策は、あくまでも法令準拠が原則であることから、市民のニーズに十分に対応出来ない部分があり、その部分を市民団体の活動により補完していただけるよう、活動の支援を行います。	市民活動支援センター 市民サービスセンター	第9回やすまる広場2017実行委員会にも障がい者関係団体連絡協議会から参加いただき、活動事例の紹介やバザー出店を通じ、自立する団体へ移行されるよう支援を行った。	○	このイベントを通じて多くの市民をはじめ地域福祉関係団体間での交流を深めていただいた。	今後も市民活動交流イベントの参加や交流を深める機会づくりから自立する団体への移行に向けた支援を行うことで、地域福祉を支援する裾野の拡充を図る。	今後も市民団体の知恵と力を生かしたまちづくりを進めるため、交流イベント「第10回やすまる広場2018」の開催を通じ、地域福祉を支援する活動団体の裾野が広がるよう、市民をはじめ団体間の交流を促し、自立する団体への移行に向け、継続して支援を行う。	第10回やすまる広場2018実行委員会に障がい者関係団体連絡協議会から参加し運営に携わってもらうとともに、イベント当日も活動事例の紹介やバザー出店等を通して自主的な活動の支援を行った。	○	このイベントを通じて、多くの市民に対し様々な福祉に関する情報を提供することができた。また、市民が市民活動に関心を持ち、市民活動団体又は福祉関係団体間で交流を深めることができた。	市民活動について広く周知するとともに交流を深め情報交換を行う機会を設けるなど、市民が市民活動に関心を持ち、市民活動団体又は福祉関係団体間で交流を深めることができる地域での基盤作りが必要。	市民と市民活動団体の交流イベントである第11回やすまる広場2019を開催するなど、地域福祉を支える市民活動団体の裾野が広がるよう、市民をはじめ市民活動団体間の交流を図り、継続した支援を行う。
59	(2) 交流の拠点づくり	市民活動団体への支援	市民・自治会・事業者・行政のネットワークづくりについて、活動する市民団体の資質により取組には差がありますが、それぞれの団体のできる範囲で活動しています。しかし、市に運営を頼っている団体もあるため、自立する団体へと支援することが必要です。また、参加者の力量によって団体の継続性が大きく左右されるため、継続に対する支援も必要になります。さらに、自治会に対しても、今後も継続した行政のサポートが必要です。	行政における福祉施策は、あくまでも法令準拠が原則であることから、市民のニーズに十分に対応出来ない部分があり、その部分を市民団体の活動により補完していただけるよう、活動の支援を行います。	市民活動支援センター 市民サービスセンター	第9回やすまる広場2017実行委員会にも障がい者関係団体連絡協議会から参加いただき、活動事例の紹介やバザー出店を通じ、自立する団体へ移行されるよう支援を行った。	○	このイベントを通じて多くの市民をはじめ地域福祉関係団体間での交流を深めていただいた。	今後も市民活動交流イベントの参加や交流を深める機会づくりから自立する団体への移行に向けた支援を行うことで、地域福祉を支援する裾野の拡充を図る。	今後も市民団体の知恵と力を生かしたまちづくりを進めるため、交流イベント「第10回やすまる広場2018」の開催を通じ、地域福祉を支援する活動団体の裾野が広がるよう、市民をはじめ団体間の交流を促し、自立する団体への移行に向け、継続して支援を行う。	第10回やすまる広場2018実行委員会に障がい者関係団体連絡協議会から参加し運営に携わってもらうとともに、イベント当日も活動事例の紹介やバザー出店等を通して自主的な活動の支援を行った。	○	このイベントを通じて、多くの市民に対し様々な福祉に関する情報を提供することができた。また、市民が市民活動に関心を持ち、市民活動団体又は福祉関係団体間で交流を深めることができた。	市民活動について広く周知するとともに交流を深め情報交換を行う機会を設けるなど、市民が市民活動に関心を持ち、市民活動団体又は福祉関係団体間で交流を深めることができる地域での基盤作りが必要。	市民と市民活動団体の交流イベントである第11回やすまる広場2019を開催するなど、地域福祉を支える市民活動団体の裾野が広がるよう、市民をはじめ市民活動団体間の交流を図り、継続した支援を行う。

◆重点課題3 社会福祉協議会との連携・協働

No.	施策内容	取組名	計画策定時		担当課	平成30年4月調査時点			平成31年4月調査時点						
			現状と課題	今後の方向性		平成29年度の具体的な取組	進捗状況 ◎○△ 左記の理由	課題	平成30年度事業計画	平成30年度の具体的な取組	進捗状況 ◎○△ 左記の理由	課題	平成31年度事業計画		
60	(1) 社会福祉協議会との連携強化	社会福祉協議会活動補助	社会福祉協議会との連携強化について、地域福祉の各分野において、社会福祉協議会の取組が実施されています。地域住民やさまざまな福祉活動を行う団体の活動に対して、今後も社会福祉協議会が果たす役割は大きい。安定した組織運営を支援する必要があります。	これからの地域福祉の取組については、可能な範囲で地域住民の声を反映させ、福祉活動を推進することが重要であるため、社会福祉協議会と連携しながら地域福祉を推進します。	社会福祉課	・社会福祉協議会の活動に寄与するべく、人件費補助、事業費補助の活動補助を行った。 ・ふれあいサロン事業、民生委員児童委員協議会に関する事業、命のバトン配布事業等、各種地域福祉事業について、連携・協力のもと事業の推進に努めた。	○	地域福祉計画と社協が策定する地域福祉活動計画については連携を図る必要がある。	市から補助金を出していたり、委託している事業が多く、事業について精査していく必要がある。	・各種地域福祉事業について、連携・協力のもと継続して事業を推進する。 ・市役所への研修派遣を継続することにより、組織間のさらなる連携強化を図る。	・社会福祉協議会の中長期経営計画策定に策定委員として、課内職員が参加した。 ・社会福祉協議会の活動に寄与するべく、人件費補助、事業費補助の活動補助を行った。 ・ふれあいサロン事業、民生委員児童委員協議会に関する事業、命のバトン配布事業等、各種地域福祉事業について、連携・協力のもと事業の推進に努めた。 ・社会福祉協議会職員を研修派遣という位置づけにより市の所属に受け入れ、職員のスキルアップを図った。	○	地域福祉計画と社協が策定する地域福祉活動計画については連携を図る必要がある。	市から補助金を出していたり、委託している事業が多く、事業について精査する必要があります。 また、策定された野洲市社会福祉協議会中長期経営計画についても把握する必要があります。	・各種地域福祉事業について、連携・協力のもと継続して事業を推進する。 ・市役所への研修派遣を継続することにより、組織間のさらなる連携強化を図る。 ・第3期地域福祉計画策定にむけて、次期社協地域活動計画とより一層の連携が図れるように、一体的に策定する等の検討を行う。
61	(2) 社会福祉協議会との組織体制の強化	社会福祉協議会との連携強化	社会福祉協議会との連携強化について、市民からは幅広い福祉活動の実施が求められているため、それらに対し適切な判断のもと対応できるよう、連携強化及び活動の支援を行う必要があります。	今後も変化を続ける市民からの地域福祉へのニーズに対応し、地域を基盤とした活動を行うため、職員研修の充実や個人情報保護への対応、苦情解決の充実などについて連携を強化します。	社会福祉課	・社会福祉協議会職員を研修派遣という位置づけにより市の所属に受け入れ、職員のスキルアップを図った。	○	地域福祉計画と社協が策定する地域福祉活動計画については連携を図る必要がある。	市から補助金を出していたり、委託している事業が多く、事業について精査していく必要がある。	・各種地域福祉事業について、連携・協力のもと継続して事業を推進する。 ・市役所への研修派遣を継続することにより、組織間のさらなる連携強化を図る。	・社会福祉協議会の中長期経営計画策定に策定委員として、課内職員が参加した。 ・社会福祉協議会の活動に寄与するべく、人件費補助、事業費補助の活動補助を行った。 ・ふれあいサロン事業、民生委員児童委員協議会に関する事業、命のバトン配布事業等、各種地域福祉事業について、連携・協力のもと事業の推進に努めた。 ・社会福祉協議会職員を研修派遣という位置づけにより市の所属に受け入れ、職員のスキルアップを図った。	○	地域福祉計画と社協が策定する地域福祉活動計画については連携を図る必要がある。	市から補助金を出していたり、委託している事業が多く、事業について精査する必要があります。 また、策定された野洲市社会福祉協議会中長期経営計画についても把握する必要があります。	・各種地域福祉事業について、連携・協力のもと継続して事業を推進する。 ・市役所への研修派遣を継続することにより、組織間のさらなる連携強化を図る。 ・第3期地域福祉計画策定にむけて、次期社協地域活動計画とより一層の連携が図れるように、一体的に策定する等の検討を行う。

◆重点課題4 各計画の連携・推進

No.	施策内容	取組名	計画策定時		担当課	平成30年4月調査時点			平成31年4月調査時点								
			現状と課題	今後の方向性		平成29年度の具体的な取組	進捗状況 ◎○△	左記の理由	課題	平成30年度事業計画	平成30年度の具体的な取組	進捗状況 ◎○△	左記の理由	課題	平成31年度事業計画		
62	(1) 各計画との連携・推進	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	各計画との連携・推進について、関連するそれぞれの計画の策定年度が異なるため、計画策定時において方針に矛盾が出ないよう、計画の間で整合性を図る必要があります。	地域包括ケアの推進や生活圏域の課題解決のため、第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の調査・策定業務(平成27年度～29年度)を地域福祉等の関係機関と連携しながら策定します。	高齢福祉課	地域福祉計画との整合性を図りながら、第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画(平成30～32年度)の策定に努めた。	○	介護保険運営協議会委員と連携しながら計画策定の推進に努めた。	計画策定については、ニーズ調査等をもとに検討・協議が頻繁に必要とされ、委員、関係各課、業務委託業者との連携が充分に必要である。	平成29年度に策定された第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画(平成30～32年度)に基づき、計画実施期間の初年度において事業所公募を実施する。	◎	高齢者福祉事業についての事業評価を実施し、敬老祝日事業や、民生委員に対する情報開示について等、事業の見直し等も含めて検討した。	◎	各学区ごとに検討内容の説明を行い意見を聴取した。	成年後見制度利用促進事業にかかる計画を策定する必要があるが、地域福祉計画等にとり盛り込むか検討が必要。	総合計画や地域福祉計画と第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の策定期間が重なることから、連携を密にして、整合性を図りながら策定に向けて取り組む。	
63					地域包括支援センター	・第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定にあたっては地域福祉計画との整合性を考えた。また、評価指標を設定し、施策の進捗管理を行うこととした。	○	客観的な評価指標を設定することができた。	事業の実施にあたっては評価指標を念頭におき、進捗管理することが必要。	第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、施策を推進する。	◎	・第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の評価指標により、施策の進捗管理を行った。	○	客観的な評価指標により施策を評価することができた。	評価指標に示した目標に達するよう、施策を実施することが必要。	◎	第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、施策を推進する。
64					社会福祉課	・地域福祉計画…民生委員に依頼している第三者による評価・検証のため、5/17に民生協役員会で評価・検証をお願いした。これまで評価・検証の結果を各担当課にフィードバックできていなかったため、年間スケジュールを見直し、第三者による評価・検証の結果を庁内検討委員会に報告した。 ・災害時要援護者避難支援計画…地域防災計画が改正されたことから、それに伴って改正を行った。(平成30年度から「避難行動要支援者避難支援計画」に名称を変更。)	○	・地域福祉計画…民生委員の一斉改選直後であるため、民生協の各支部での検証を依頼しているが、平成29年度は役員会で1項目しかできなかった。 ・災害時要援護者避難支援計画…一定の方向性が見出された。	・地域福祉計画…平成29年度に国で策定されたガイドラインに基づき、次期計画の改定に向けて、庁内で連携を図る準備をしておく必要がある。また、庁内だけの計画にとどまらず、社協や地域住民とも連携を図ることが必要である。 ・避難行動要支援者避難支援計画(災害時要援護者避難支援計画)から名称変更…変更した制度の周知を図る。	・地域福祉計画…平成29年度に国で策定されたガイドラインに基づき、次期計画の改定に向けて、庁内で連携を図る準備をしておく。 ・避難行動要支援者避難支援計画(災害時要援護者避難支援計画)から名称変更…変更した制度の周知を図る。	◎	・地域福祉計画…民生協に依頼している第三者による評価・検証について、各専門部会(4部会)ごとに行った。地域活動部会以外の高齢福祉部会・児童福祉部会・障がい福祉部会について、各担当課職員より取組状況の説明の上、評価・検証を行うことができた。また、第三者による評価・検証の結果を庁内検討委員会に報告し、その場で、次期地域福祉計画策定に向けての基本的な考え方について、説明した。 ・避難行動要支援者避難支援計画…平成29年度中に検討された内容により、様式の変更を行った。	◎	・地域福祉計画…民生協の各専門部会にて、評価・検証を依頼していただくことができた。 ・避難行動要支援者避難支援計画…平成29年度中に一定の方向性を見出されたが、計画を進めるための周知を図ることが十分ではなかった。	・地域福祉計画…平成29年度に国で策定されたガイドラインに基づき、次期計画の改定に向けて、庁内で連携を図る必要があるため、準備を進めているが、まだ十分ではない。また、庁内だけの計画にとどまらず、社協や地域住民とも連携を図ることが必要である。 ・避難行動要支援者避難支援計画…一定の方向性が見出されたが、災害等が起こった際に有効な制度となるような計画とする必要がある。	・地域福祉計画…平成29年度に国で策定されたガイドラインに基づき、次期計画の改定に向けて、庁内で連携を図る必要があるため、準備を進めているが、まだ十分ではない。また、庁内だけの計画にとどまらず、社協や地域住民とも連携を図ることが必要である。 ・避難行動要支援者避難支援計画…一定の方向性が見出されたが、災害等が起こった際に有効な制度となるような計画とする必要がある。	・地域福祉計画…平成29年度に国で策定されたガイドラインに基づき、次期計画の改定に向けて、庁内で連携を図る必要があるため、準備を進めているが、まだ十分ではない。また、庁内だけの計画にとどまらず、社協や地域住民とも連携を図ることが必要である。 ・避難行動要支援者避難支援計画…一定の方向性が見出されたが、災害等が起こった際に有効な制度となるような計画とする必要がある。
65					障がい者自立支援課	・障がい者基本計画と整合性のとれたものにするため、前年度に行った障がい者基本計画の進捗に対する点検・評価結果等と整合性を図った。なお、障がい者基本計画に関する評価は、障がい福祉計画策定年度であることから、今年度は昨年度と同様の評価は行っていないが、障がい福祉計画策定過程において野洲市障がい者基本計画等策定委員会等で、必要に応じて検証等を行った。(計画期間…平成25～32年度) ・障がい福祉計画…現計画の最終年度となるため、次期計画について、野洲市障がい者基本計画等策定委員会において審議し、関係機関等の意見やパブリックコメントを反映し、策定した。次期計画の期間は平成30年度から平成32年度となる。 ・障がい福祉計画…児童福祉法の改正により、平成30年度から新たに作成することが義務付けられたが、本市では従来から障がい福祉計画を作成していた。	○	・評価点検を定期的実施する必要がある。 ・整理した課題に対して解決の方策について、今後関係機関との協議が必要である。	障がい者基本計画と、今年度策定した第5期障がい福祉計画及び第1期障がい福祉計画の進捗管理が必要である。また、進捗管理の中で課題解決が必要とされるものについては、関係機関等との協議や取組が必要である。	左記3計画について、進捗管理を行う。	◎	・障がい者基本計画…計画の進捗に対する点検・評価結果等と整合性を図った。また、障がい福祉計画策定過程において、必要に応じて検証等を行った。(計画期間…平成25～32年度) ・障がい福祉計画…第5期障がい福祉計画を策定し、進捗管理等を行った。期間は、平成30年度から平成32年度である。 ・障がい福祉計画…児童福祉法の改正により、平成30年度から新たに作成することが義務付けられたが、本市では従来から障がい福祉計画に内包して策定し進捗管理を行った。	◎	・評価点検を定期的実施する必要がある。 ・整理した課題に対して解決の方策について、今後関係機関との協議が必要である。	障がい者基本計画と、第5期障がい福祉計画及び第1期障がい福祉計画の進捗管理が必要である。また、進捗管理の中で課題解決が必要とされるものについて、関係機関等との協議や取組が必要である。	◎	左記3計画について、進捗管理等を行う。
66	(2) 計画の評価・点検	計画の評価・点検	計画の評価・点検について、各施策・事業の進捗状況を把握し、必要に応じて見直しができるよう、定期的に評価を行う必要があります。	年々変化する多様な市民のニーズに柔軟に対応し、必要に伴い改善ができるよう、随時、各施策・事業の進捗状況を把握することで、計画の評価・点検を図ります。	野洲市子ども・子育て支援事業計画…本計画に基づき、各施策の実施状況について、子育て支援会議にて点検及び評価を実施し、次年度に向けた課題整理を行った。また、計画の中間見直しについては、子育て支援会議での議論及び野洲市議会で審議を経て、平成30年4月1日から発効した。	◎	本年度の計画どおり進捗できた。	事業計画の進捗状況については、計画どおり進んでいるが、そのなかで、課題や改善点を見つけて出し、更に質の高い施策を展開できるよう努める必要がある。	野洲市子ども・子育て支援事業計画…本計画に規定するPDCAサイクルを実施するとともに、進捗状況の公表を行う。また次期計画に伴う基礎調査を実施する。	◎	野洲市子ども・子育て支援事業計画…PDCAサイクルを実施し、子育て支援会議の公開や進捗状況の情報提供を行った。また次期計画については、計画どおりニーズ調査を実施した。	◎	平成31年度の事業計画どおり進捗状況のPDCAサイクルの実施、子育て支援会議の公開や進捗状況の情報提供を行った。また次期計画については、計画どおりニーズ調査を行うことができた。	◎	次期事業計画の策定にあたっては、当初事業計画での課題や平成30年度に実施したニーズ調査を分析し、次期事業計画に反映して必要がある。	野洲市子ども・子育て支援事業計画…現行事業計画については、引き続き、PDCAサイクルにより進捗状況を把握するとともに、教諭・保育士等の人材確保を的確に把握し、次期事業計画の策定を行う。	
67					子ども課	乳幼児保育振興計画…乳幼児保育のあり方ワーキング会議では情報交換や検討の場としての充実を図った。また改正後の関係者評価を園運営に導入した。更に、(仮称)三上子ども園の開園に合わせて、幼稚園定員の基準を各園の状況に照らし合わせながら見直し計画の立案を図った。 野洲市幼保一元化および幼稚園・保育所施設整備計画…(仮称)三上子ども園施設整備について実施設計業務及び準備工事として敷地造成工事等を計画的に実施し、完了した。	○	乳幼児保育振興計画…今年度に向け、教諭・保育士等の人材確保と質の向上にむけて取り組みをさらに充実していく必要がある。	乳幼児保育振興計画…今年度に向け、教諭・保育士等の人材確保と質の向上にむけて取り組みをさらに充実していく必要がある。	野洲市幼保一元化および幼稚園・保育所施設整備計画…(仮称)三上子ども園施設整備について実施設計業務及び準備工事として敷地造成工事等を計画的に実施し、完了した。	◎	野洲市幼保一元化および幼稚園・保育所施設整備計画…(仮称)三上子ども園施設整備について実施設計業務及び準備工事として敷地造成工事等を計画的に実施し、完了した。	◎	野洲市幼保一元化および幼稚園・保育所施設整備計画…(仮称)三上子ども園施設整備について実施設計業務及び準備工事として敷地造成工事等を計画的に実施し、完了した。	○	(仮称)三上子ども園施設整備について、建築工事を実施し、平成31年4月の開園が図れた。また、野洲市子ども・子育て支援事業計画の後期計画に合わせて計画の見直しの検討を行った。	◎
68	健康推進課	野洲市ほほえみやす21健康プラン推進委員会を4回開催。新プランの策定のために2つのワーキング部会により6分野(栄養、運動、健診、歯、タバコ、心)それぞれの目標や具体的な取組等を協議した。また、プランの推進として「歯」についての啓発活動を行った。プラン策定と共に、推進活動を行うことで、さらに地域の健康づくりへの意識が高まり、委員会活動が活発になった。	○	平成30年3月に新プランの策定ができた。	ほほえみやす21健康プラン(第2次)を推進していくための体制を見直す。	・ほほえみやす21健康プラン(第2次)を推進委員会や健康を考える会、関係機関・団体と進んでいくと共に、庁内の健康づくり関係課との連携を図っていく。 ・自費対策を総合的かつ計画的に推進するため、平成30年度に野洲市自費対策計画を策定する。	◎	野洲市ほほえみやす21健康プラン推進委員会を2回開催。2つのワーキング部会により6分野(栄養、運動、健診、歯、タバコ、心)それぞれの具体的な取組等を協議し、「歯」についての啓発活動と、がん検診についての研修会を開催した。また、庁内の健康づくり関係課との連携を図るために会議を2回実施した。	◎	推進委員会と健康を考える会だけでなく、庁内の健康づくり関係課も実施し、健康づくりを推進する体制を見直すことができた。	◎	・ほほえみやす21健康プラン(第2次)を推進委員会や健康を考える会、関係機関・団体と進んでいくと共に、庁内の健康づくり関係課との連携を図っていく。 ・自費対策を総合的かつ計画的に推進するため、平成30年度に策定された野洲市自費対策計画と連携した研修会を実施する。	◎	・ほほえみやす21健康プラン(第2次)を推進委員会や健康を考える会、関係機関・団体と進んでいくと共に、庁内の健康づくり関係課も実施し、健康づくりを推進する体制を見直すことができた。	・ほほえみやす21健康プラン(第2次)を推進委員会や健康を考える会、関係機関・団体と進んでいくと共に、庁内の健康づくり関係課も実施し、健康づくりを推進する体制を見直すことができた。		